

むつ市議会第216回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成25年6月14日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第2 議案第48号 むつ市長等の給与の臨時特例に関する条例

第3 議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例

【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）14番 浅利 竹二郎 議員

（2）8番 佐賀 英生 議員

（3）10番 石田 勝弘 議員

（4）22番 鎌田 ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
代査委員	阿	部		昇	選挙管理 委員長	畑	中	政	勝
農委員 業会長	立	花	順一		総務政策 部長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野		了	民生部長	松	尾	秀	一
保健福祉 部長	花	山	俊	春	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 長	松	本	大	志
大畑庁舎 長	畑	中	恒	治	協野所 舎長	猪	口	和	則
会管総政理 出納室 計者務部 事長	鹿	内		徹	選挙管理 局長	氣	田	憲	彦

監事	委員	局長	星	久	南	農委事務	局長	山	口	勝	美
教育	部長	部長	奧	川	清次郎	農委事務	局長	齊	藤	鐘	司
總政推	策進	務部策監	高	橋	聖	農委事務	局長	柳	谷	孝	志
保福推	祉進	健部策監	古	川	俊	農委事務	局長	掛	端	正	広
保福副生課	祉理福	健部事社長	工	藤	利	農委事務	局長	井	田	敦	子
保福副障課	祉理福	健部事社長	丸	岡	弘	農委事務	局長	浜	田	一	之
經副農課	濟理水	部事産長	二本	柳	茂	農委事務	局長	坂	井		隆
農委事次	員務	業会局長	一	家	隆	農委事務	局長	小	鳥	孝	之
總政總	策課	務部長	川	西	伸	農委事務	局長	光	野	義	厚
總政防課	策政	務部策長	村	田	尚	農委事務	局長	須	藤	勝	広
財政	務課	部長	氏	家	剛	農委事務	局長	東		雄	二
保福健課	祉推	健部進長	赤	田	貴	農委事務	局長	吉	田	和	久
經農水總	濟産主	部林課幹	雪	田	一	農委事務	局長	松	宮	康	則

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日この後「元祖かっぱの湯」におけるレジオネラ菌再検査の結果について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（山本留義） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。むつ市営薬研温泉露天風呂、通称「元祖かっぱの湯」におけるレジオネラ菌再検査の結果についてご報告いたします。

今月4日にご報告いたしましたとおり、5月

31日に青森県薬剤師会衛生検査センターに依頼しておりましたレジオネラ菌再検査について、今月10日に不検出という結果が出ましたので、ご報告いたします。

なお、「元祖かっぱの湯」の営業の再開は、本日の午後を予定しております。

今後も、定期的に検査を行い、安心して利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、むつ市営薬研温泉露天風呂、通称「元祖かっぱの湯」におけるレジオネラ菌再検査の結果についての報告といたします。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第3 議案一括上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第48号 むつ市長等の給与の臨時特例に関する条例及び日程第3 議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま追加上程されました議案第48号 むつ市長等の給与の臨時特例に関する条例及び議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

これら2議案は、総務大臣の要請による国家公務員の給与減額支給措置に準じ、市長、副市長、公営企業管理者及び教育委員会教育長の給料月額

並びに市職員の給料月額及び管理職手当を減額して支給するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第48号及び議案第49号については、6月21日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第4 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、石田勝弘議員、鎌田ちよ子議員、菊池光弘議員、中村正志議員、工藤孝夫議員、東健而議員、大瀧次男議員、横垣成年議員の順となっております。

本日は、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、石田勝弘議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） むつ市民の皆様、おはようございます。山本留義議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第216回定例会に際し、市政壇上より一般質問をさせていただきます。

本日は、今年度の新採用職員が傍聴されております。むつ市の未来を担う皆さんを前に、気合いを入れて一般質問をさせていただきます。

さて、一般質問に入る前に、今月4日、先輩議員であります川下八十美氏のご令室様のご逝去されましたことに対し、衷心より哀悼の誠をささげたいと存じます。

長い闘病生活の間、献身的な看護、介護を尽くされておりましたことは、周囲の誰もが認めるところであり、人生の春秋、苦楽をともにされた最愛の妻を失う悲しみを思えば、ご心中察するに余りあるものがありますが、その悲しみを一日も早く乗り越えられ、市議会議員として市民の負託に応え、ご活躍されますことをご祈念申し上げますのであります。

次は、このたび30年の長きにわたり、むつ市議会議員として地域の発展に努めたご功績が認められ、全国市議会議長会会長より地方自治功勞として表彰されました佐々木肇先輩議員に対し、お祝いと敬意を表するものであります。佐々木肇議員には、平成11年、私が市議会議員初当選時、議長として大変ご指導を賜った先輩議員であり、改めて感謝と御礼を申し上げますとともに、今後も地域発展のためご活躍されますことを祈念するものであります。

さて、私は最近非常に元気づけられたことが2つありました。その1つは、言わずと知れた三浦雄一郎さんの最高齢80歳エベレスト登頂のニュースであります。その快挙は快挙として、感動しましたのは、次の目標を考えているという言葉であります。80歳にして、なお次の目標に挑戦する飽くなき冒険心、目標を夢に終わらせない有言実行の精神力はどこから生まれてくるのか。余人には到底まねのできないことながら、高齢世代に突入した私にとっても、今後人生の指針とすべき言葉として強く印象づけられました。

2つ目は、御年数えで100歳のおばあさん、元
気過ぎて介護認定なし、お医者さんには予防接種
以外かかったことがないという超優良健康おばあ
さんにお会いしたことです。さすがに耳は遠くな
ってきたようですが、畑の中を走り回るその姿を
見ながら、お嫁さんは「私のほうが先に逝きそう」
とつぶやいておりました。長寿国日本と言われな
がら、健康のまま長生きしている人が何%いるの
か、決して多くはない中、得がたい人材が身近に
いることの安堵感と元気をいただいたおばあさん
の存在であります。

以上、今議会開催に際し、私にとって印象深き
方々をご紹介しつつ、市議会議員に付与された権
能に基づき、市民生活で喫緊の課題3項目8点に
つき一般質問を行いますので、市長並びに理事者
各位におかれては、簡潔明瞭なるご答弁をお願い
いたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、む
つ市の農業の展望についてであります。今、日本
の農業を取り巻く環境は、T P P環太平洋戦略的
経済連携協定問題、後継者不足の問題等で一段と
厳しさを増していることは周知の事実であり、就
労人口が低下の一途であることから、その一端
をうかがい知ることができます。

さて、先般5月21日、政府はT P P交渉の参加
を見据え、農林水産業の強化策を議論する農林水
産業地域の活力創造本部の会合を開きました。本
部長安倍晋三首相は、あらゆる努力を傾け、若者
に魅力ある産業にし、日本の農山漁村、故郷を守
る決意だと表明しておりますが、1次産業に魅力
を失った若者や後継者不足の現状を打破すること
は容易でないと考えるものの、政府の農林水産業
強化策に期待しつつ、むつ市農業の展望について、
次の3点につきお伺いいたします。

1点目、ブランド化がおくれた青森県産米の現
状をどう見るかについてであります。先般新聞報

道紙面に、本県の米づくりの課題を分析した「岐
路の稲作」が連載されておりました。内容として
は、北海道、東北地方の12年産米の食味ランキン
グが掲載され、最高位の特A級に北海道産米のな
なつぼし、ゆめぴりかの2品種と、青森県を除く
各県ともが1ないし2品種が選出されている記事
であり、残念ながら青森県産米の特A級はゼロで
あります。私の数十年前の知識ですが、当時北海
道産米及び青森県下北産米は標準米以下の評価
で、減額米というランクづけだったように記憶し
ています。それが今、食味ランキングの結果があ
らわすように、北海道産米がブランド化し、市場
で高い評価を得るまでに成長したことに驚きを隠
せません。北海道の稲作農家も、長年にわたり品
種改良等に取り組んだ努力が実を結び、ブランド
化に成功したものでありましょう。

翻って食味ランキングの結果から推察するに、
青森県産米はブランド化がおくれていることにな
りますし、旧海軍兵学校「五省」の一つでありま
す「努力に憾みなかりしか」、十分に努力をした
かとの疑念も成り立つわけであります。

そこで、ブランド化がおくれた青森県産米の現
状をどう見るかについてお伺いいたします。

2点目、農業の基幹である稲作について、むつ
市の現状はどうなっているかについてお伺いいた
します。やませに悩まされ続ける下北地方の農業
が稲作に向いていないであろうことには想像にか
たくありません。しかしながら、北海道産米と青
森県下北産米は数十年前に同じ土俵上にいなが
ら、片や北海道では寒冷、冷涼な地であるにもか
かわらず米のブランド化に成功、市場で好評を得
るに至っていることを考えれば、下北の地が一概
に米づくりに不適と断定するのも早計のように考
えます。農業の基幹が稲作にある事実は現前とし
ており、むつ市においてもこの地の気候、土壤に
適合する米の品種改良に意を用いることは必然で

あります。減反政策、後継者不足等種々の問題を抱える中でどのような農業施策を施してきたのか、農業の基幹である稲作について、むつ市の現状はどうなっているのかについてお伺いいたします。

3点目、TPP時代到来に備え、むつ市の農業が生き残る道を模索しているかについてお伺いいたします。TPPへの対応で政府は、米など重要品目を関税撤廃の例外として扱うよう求める方針とありますが、参加の出おくれや各国の思惑もあり、予断を許さない状況のようであります。仮に従来課していた米の関税778%が撤廃になった場合、国内産米が大打撃をこうむることは疑いの余地がありません。また、米に限らず外国産の安い農産品が出回ることで日本の農業全体が影響を受けることも事実でありましょう。

しかしながら、TPP参加は世界経済の大きな潮流の一環であり、日本のみが孤立することは避けなければなりません。今はむしろTPPを迎え撃つ、打って出る意気込みで、外国産におくれをとらぬ付加価値の高いブランド品をつくり出す、そのことでしか日本の農業が生き残るすべはないように考えます。言うは易い、実行には困難が伴いますが、むつ市としても農業の将来について真剣に考える時期が来ているように考えます。

そこで、TPP時代到来に備え、むつ市の農業が生き残る道を模索しているかについてお伺いいたします。

質問の第2は、南海トラフ巨大地震の報道に関連してであります。南海トラフ巨大地震とは、静岡県沖から四国、九州沖にかけて伸びる南海トラフ、海底の溝のことをいいますが、沿いを震源とする最大規模マグニチュード9のランクを示しているとのことであります。東海地震、東南海地震及び南海地震が同時に生じた場合、巨大地震、巨大津波等の発生で想像を絶する被害が予測され

ることはマスコミでも大きく報道されております。

記録や調査から、過去南海トラフを震源域とした大きな地震は10回程度起きており、発生間隔は長いもので260年、短い間隔では90年との記録があります。前回発生した昭和南海、昭和東南海地震から67年から69年を経過していることから、学識者は、今後30年以内の発生を高い確率で予測しているものであります。しかしながら、数日から数時間前までのいわゆる地震予知については、現在の地震学では困難であるとしています。これらの状況を踏まえ、次の3点につきお伺いいたします。

1点目、近い将来高い確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震の報道をどのように捉えているかについてであります。一昨年の東日本大震災は、市民への人的被害はなく、物的被害も多少であったことで、むつ市としては不幸中の幸いと言うべきでありましょうし、何よりも自然災害は予告なく不測に起こるという得がたい体験もいたしました。日ごろより宮下市長には、地域の安全安心、防災対策に意を用いていただいていることを感謝するものでありますが、そこで近い将来高い確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震の報道をどのように捉えているかについてお伺いいたします。

2点目、東日本大震災を教訓に、ライフラインの確保で最も意を用いなければならないものは何であると考えるかについてお伺いいたします。南海トラフ巨大地震が発生したと仮定した場合は、広域、広範囲に被害が拡大し、ほぼ日本全土の交通機関は麻痺、物流も長時間にわたり滞ることは必至であります。一昨年の東日本大震災時にもガソリン等の石油製品、日常雑貨類及びアックス・グリーンで使用する液体窒素等が不足し、市民生活に支障を来した事例があります。また、災害の

形態によっては、長時間避難場所を確保する等の措置も考えられます。これらを踏まえたうえで、東日本大震災を教訓にライフラインの確保で最も意を用いなければならないものは何であると考えるかについてお伺いいたします。

3点目、予測される災害に適切に対応するため、防災専門職員を配置するなど防災機能の強化に努めるべきではないかについてお伺いいたします。さて、近い将来南海トラフ巨大地震の発生が予測され、さらには首都圏を震源とする直下型地震の発生も強く懸念されております。いずれの震源域からも遠隔にある青森県への直接的被害は免れる可能性もありますが、しかしながら南海トラフ巨大地震に誘発されて他の震源域が活性化することも、また複合的な災害の発生も十分に考えられることから、原子力施設で覆われている下北半島では不断の備えが肝要であります。

さて、下北半島の最大人口を抱えるむつ市の防災体制は十分なのでありませんでしょうか。防災専門監、防災調整監等専門職を配置し、防災体制の強化に努める自治体が多くなっている現状からして、むつ市でも予測される災害に適切に対応するため防災専門職員を配置するなど防災機能の強化に努めるべきではないかと考えますが、そのことにつきお伺いいたします。

質問の第3は、変遷する日本の防衛と大湊基地のかかわりについてであります。一昨年末「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」が発表、閣議決定されました。日本の防衛方針が従来の基盤的防衛力から動的防衛力に転換したもので、大湊基地にも大きな変化があらわれています。

近年大湊基地配属護衛艦の世代交代が進み、逐次大型化したシステム艦へと移行しつつあり、今年5日にも護衛艦「ゆうだち」、排水量4,550トン、乗組員約165人が配属になりました。これで大湊基地には波クラスといわれる形の3隻、霧クラス

2隻、その他3隻、計8隻の護衛艦が在籍することになりましたが、この護衛艦は全て護衛艦隊所属であり、中央の一元的管理運用のもとに行動を展開することになっております。

近年は、ソマリア海賊対処、遠洋航海への派遣、緊張関係が続く近隣諸国周辺海域の警戒等が主な任務のようです。必然的に年間出航回数も従前の地方隊所属当時に比べますと格段に多くなり、さらにはソマリア海域の海賊対処行動等グローバルな任務の付与で、むつ市を長期間離れる隊員が常態化しているのが現状です。これらを踏まえ、次の2点につきお伺いいたします。

1点目、大湊基地所属艦艇の大型化に伴い、基地造修機能の強化を海上自衛隊側に要請すべきではないかについてであります。防衛省では、従前より大湊基地港内の浚渫作業を実施してきたところでありますが、浚渫後の残土処理に困窮し、残り半分の工程は断念せざるを得ない状況に陥っております。しかしながら、今後も継続されるであろう大型護衛艦の編成がえ、さらには1万トンドックを活用しての艦船修理等を考えれば、港内の航路確保は急務であろうと考えます。1万トンドックを活用することは地元企業育成とあわせ、雇用にも直結するものであり、地域活性化を促す起爆剤と見込むことができます。しかしながら、現状ではシステム化された大型護衛艦は函館ドックに入居、精密機器等は専門業者の支援を得ているのが実情のようであります。せめて1万トンドックに入居が可能になれば、地元企業が参画する作業分野も広範に及び、地域経済の効果も期待できると推察するものであります。手始めとするのが航路確保の港内浚渫であり、単に防衛省の管轄と静観することなく、市としても地域活性化の先鞭として強く要望する等の措置を望むものであります。

そこで、大湊基地配属艦艇の大型化に伴い、基

地造修機能の強化を海上自衛隊側に要請すべきではないかについて市長としてはどのようなお考えをお持ちか伺いたします。

2点目、長期不在隊員が常態化することで考えられる市民への影響について、海上自衛隊側とどのような話し合いを持っているかについてであります。現在の大湊基地艦艇乗員は、防衛計画大綱以前の地方隊所属時代に比し年間出航回数がふえていること、さらには1回の行動が長期化し、必然的に母港である大湊基地を長期不在とする隊員が常態化しているように思います。このことで隊員及び留守家族のケア不足、地域社会でのコミュニケーションの欠如、市等からの広報広聴内容の周知不徹底等、市民生活にそごを来していないかと心配なところであります。

そこで、長期不在隊員が常態化することで考えられる市民生活への影響について、海上自衛隊とどのような話し合いを持っているかについて伺いたします。

以上、3項目8点につき壇上よりの質問といたします。細部につきましては、答弁をお聞きしたうえで再質問させていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市の農業の展望についてのご質問の1点目、ブランド化のおくれた青森県産米の現状をどう見るかについてであります。現在青森県では、つがるロマンやまっしぐらなどの奨励品種を柱として水田農業に取り組んでいるところでありますが、議員ご指摘のとおり、日本穀物検定協会が昭和46年産米から毎年実施している米の食味ランキングにおいて、青森県産米は北海道と東北地方の中で唯一最高評価の特Aランクの評価がなされておられません。県産米がこれまでブランド化に

おわれてきた要因として考えられることは、味もさることながら、県内のそれぞれの地域で嗜好に左右されることなく安定多収に向けた品種の改良に取り組んできたことが背景にあると推察されますが、県では米の消費量が年々減少している現状に加え、消費者の良食味米嗜好に対処し、県産米の評価向上に向けた一層の取り組み強化が必要であるとの考えから、本年から平成27年度までの3カ年の計画で「あおもり米」活性化推進運動を展開し、消費者などから評価される「あおもり米」の生産と、もうかる稲作経営の確立に向けて関係機関、農業団体が一体となった取り組みを進めているところであります。

取り組みの重点推進事項としては、良食味、高品質な新品種の導入促進の中で、あおもり米新品種「特A」プロジェクト事業として本年と来年の2カ年で他県におくれをとった観は否めませんが、有望な県育成系統米の栽培特性や食味などを調べ、県初の特A米の誕生を目指すとして伺っております。市といたしましては、県と連携し、一日も早く下北地域で愛される地域ブランド米が育成されるよう期待しているところであります。

次に、ご質問の2点目、農業の基幹である稲作について、むつ市の現状はどうなっているかについてであります。本市の水稻の作付面積は、昭和60年には991ヘクタールありましたが、昭和46年に米の生産調整が始まり、その後米価の下落、農業者の高齢化等により、平成24年は作付面積が約100ヘクタール程度に減少しております。減少の主な要因としては、国の減反政策等が上げられますが、下北地域は特にやませの影響を受け生産収量が少ないうえに、基盤整備がおくれ、湿田が多いことなどにより食味が悪く、稲作には向かない地域と言われてきたことから、稲作農家からは寒さに強く味のよい品種の開発を強く求められているところであります。

このような中、市では稲作農業の振興を図るため、国の施策である経営所得安定対策の交付金を活用し、米の販売農家に対する助成や持続的な生産を図るため、市内の各種組合等が行う農業用施設維持管理費に対する支援のほか、水路や農道の維持修繕に努めるとともに、県とも連携し、老朽化した幹線用水路の改修も進めているところであります。

次に、ご質問の3点目、TPP時代到来に備え、むつ市の農業が生き残る道を模索しているかについてであります。本年3月15日に安倍首相がTPP環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉参加を表明しましたが、政府が関税撤廃した場合の経済効果を試算した結果、TPPは貿易の自由化を進め、日本全体の国内総生産を約3.2兆円増加させる一方で、農林水産物の生産額が約3兆円減少するとしております。安倍首相の表明の内容は、今後の交渉や国内対策などあらゆる努力によって日本の農を守り、食を守ることを約束しておりますが、日本の望む特例措置の実現については先行きが不透明な状況であり、今後も政府の交渉の行方を注視していく必要があるものと考えております。

私は、これまでも当市の第1次産業を元気にするための取り組みとして、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業で地産地消並びに地産他消に取り組んでまいりましたし、今後においてもさまざまな機会を捉え、地元食材の積極的なPRや販路開拓など、生産者の所得向上に努めてまいります。

また、農業生産においては、県と連携し、米でははっかりん、野菜では一球入魂かぼちゃや夏秋イチゴ、アピオスの産地化、畜産では繁殖牛の増頭などの取り組みに努めていくほか、県単事業であります。農山漁村地域県営担い手育成システム確立事業により、川内地区でのワイン用ブドウ

の増産や斗南丘地区での乳製品の加工販売など6次産業化を進め、担い手の育成を図っていく考えであります。

さらに、青年の新規就農者や継承者に対しましては、市内各地で人・農地プランを作成し、国の交付金制度を活用しながら、農家の経営の安定を図る考えであり、むつ市の農業が生き残るためには、これまで行ってきた取り組みを着実に推し進め発展させていくことが重要であるものと考えております。

今後国が交渉を進めていく中で、地域農業を守るためにさまざまな政策を立ち上げることが予想されますことから、市では国の制度を有効に活用し、当市農業の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、南海トラフ巨大地震の報道に関するご質問の1点目、近い将来高い確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震の報道をどのように捉えているかについてであります。浅利議員のご質問は、去る5月28日に国の中央防災会議の作業部会である南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが地震及び津波対策などをまとめた最終報告に関する報道と理解いたしますが、この最終報告はワーキンググループが昨年8月にまとめた人的被害、建物被害の想定結果と、ことし3月のライフライン被害、経済被害等の想定結果を踏まえ、地震の特徴、対策の基本的方向、具体的に実施すべき対策及び今後検討すべき主な課題について公表したものであります。

仮に南海トラフ巨大地震が発生した場合は、震源に近い東海、東南海地方は言うまでもなく、関東から九州にかけての広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生するとともに、津波の到達時間が数分という極めて短い地域が存在することです。また、東日本大震災の教訓から、大規模地震対策を検討するに当たっては、あらゆる可

能性を考慮した最大クラスの地震と津波を想定することが必要であり、地震や津波に関する最新の知見も活用しつつ、引き続きハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせることで推進することが重要であるとしております。

東日本大震災の教訓の一つに、ハードに頼り過ぎたために避難がおくれ、とうとい命を落とした方が多かったということでありましたが、南海トラフ巨大地震に限らず、いつ起こるか予測のつかない災害に対しては人的、物的両面にわたって被害の絶対量を減らすという減災対策が極めて重要であると考えております。

避難等の初動対応には、まずは逃げるという住民の自発的行動と地域の一体となった連携が必要不可欠であり、住民自らが常日ごろから防災意識を高め、近隣とのつながりを深めていくことが重要でありますので、今後も引き続き市民に対し、わかりやすい防災、減災等の情報提供や、地域による災害に強いまちづくりに対する支援を行うとともに、自衛隊や警察などの関係機関との連携をより強化していかなければならないものと認識しております。

私は、市長就任以来、災害は必ずやってくるとの意識のもと、市民の生命と安全を守ることを第一義として防災体制の強化充実に取り組んでまいりましたが、今回の南海トラフ巨大地震に関する一連の報道に触れ、この認識を強くしたところであります。

次に、2点目の東日本大震災を教訓にライフラインの確保で最も意を用いなければならないものは何であるかについてであります。電気、水道、医療などのライフラインにつきましては、どれ一つをとっても日常生活に大きな影響を及ぼす重要なものであり、道路、橋りょうなどのインフラの

機能と相まって、その影響がそれぞれの機能確保に相互に波及するものであることから、これらの重要性に優劣をつけることはできないものであります。

ライフラインは、市民生活の維持だけにとどまるのではなく、復旧作業や被災地支援活動等にも影響するものであり、災害時には国・県及び関係機関等と連携しながら、ライフラインの確保、復旧に全力を挙げて取り組まなければならないと考えております。

次に、3点目の予測される災害に適切に対応するため防災専門職員を配置し、防災機能の強化に努めるべきではないかのご質問についてですが、当市では防災体制の強化を図るため、平成18年度の組織改編において、それまで係の位置づけであった防災業務担当セクションを防災調整課として格上げしたほか、平成20年度からは一層の防災体制の強化を図ることを目的に消防防災行政の知見及び経験の豊富な人材を防災調整監として配置してまいりました。また、平成21年度からは防災調整監とは別に防災担当課に消防機関との人事交流により消防職員を配置し、実働的な部分においても人的強化を図っているところであります。

リサイクル燃料備蓄センターの操業開始も間近に迫ってきている状況の中で、自然災害に加えて原子力分野の防災体制も強化していく必要があると考えておりますことから、防災専門職員の配置につきましては、組織的な強化なども視野に入れながら、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、変遷する日本の防衛と大湊基地のかかわりについてのご質問にお答えいたします。まず、大湊地方総監部配属艦艇の大型化に伴い、基地造修機能の強化を海上自衛隊側に要請すべきではないかとお尋ねですが、海上自衛隊大湊基

地では大型艦艇の航路を確保し接岸を可能とするため、平成13年度から芦崎湾の浚渫工事を始め、一時の中断を経て平成22年度末に終了しており、これにより第1突堤までの航路が確保されております。この工事で生じた浚渫土砂は、当初青森県が実施していた埋立造成地へ搬出しておりましたが、浚渫工事の後半において、県の埋立事業が縮小されたことから当該造成地への搬出ができなくなり、海上自衛隊大湊基地の敷地内に浚渫土を処分する方法に切りかえております。しかしながら、限られた陸地では大量の浚渫土砂の堆積が無理となったことから、結果として浚渫予定の50%程度の規模で終了したとのことであります。

浚渫により生ずる土砂の処分は、海洋へ投入する方法などもありますが、環境への負荷が大きいかことや、漁業関係者の理解が得られないことなどから実施が困難な状況となっており、現在は埋立地への処分に頼らざるを得ない状況にあります。

大湊地方総監部からは、大規模な埋立事業などが行われるなど、浚渫土砂の処分が可能な環境が整えば早急に東北防衛局へ働きかけ、さらなる浚渫事業により1万トンドックなど大湊基地内の施設の活用を図っていきたくと伺っております。今後において、大規模な浚渫等が行われれば、艦艇のドックへの入居が見込まれ、加えて整備能力の向上も図っていけば、他の地域に依存している造修等も大湊基地内で可能となり、これに連動して地元発注の増加、雇用の拡大などにもつながり、むつ市の経済へ大きなプラス効果をもたらすものと考えておりますので、海上自衛隊大湊地方総監部との情報共有を密にしていきたいと思いますと考えております。

次に、長期不在隊員が常態化することで考えられる市民への影響について、海上自衛隊とどのような話し合いを持っているのかというお尋ねですが、当市へ転入される自衛隊敷地外に住ま

われる方には、市民便利帳、ごみ収集カレンダーなどを提供しているほか、市政だよりについては各戸配布とは別に海上自衛隊大湊地方総監部へも配布し、隊員の方が市民生活に支障を来すことがないように市政全般にわたる情報提供に努めております。

海上自衛隊側との話し合いについては、特定の部署との協議は行っておりませんが、私は自衛隊の幹部や自衛隊関係の方々とお目にかかる都度、いろいろなお話を伺いながら、自衛隊員とご家族が不便を感じることはないよう努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。時間も大分迫っておりますので、簡潔にはしよって質問させていただきます。

まず1点目の農業の展望についてでありますけれども、下北半島に適したブランド化という米の品種、今現在はどのようなものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

下北半島に適し、ブランド化を目指せる米の品種はないのかということでございますが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、下北地域はやませの影響を受け、生産収量が少ないうえに湿田が多く、食味が悪く、稲作には向かない地域と言われておりましたが、県では下北半島に適する品種として、10年の歳月をかけ、寒さに強く味がよい水稲早生品種のほっかりんを開発したところであります。このほっかりんは、北海道で開発された低アミロース米の遺伝子を持ち、冷めてもかたくなりにくい特徴がある米で、気象条件の厳しい下北半島においても良品生産が可能な米として平成

23年度には県の認定品種に指定され、平成24年度に本格的に栽培が始まり、生産者直売販売による消費者への販売のほか、JAの産直プラザなどで販売されておりますが、評判がよく、現在は品切れの状態であると伺っております。

また、本年の栽培面積は、昨年の8ヘクタールから20ヘクタールへと拡大しており、今年度は市政だよりにほっかりんの記事を連載し、市民に広く啓蒙啓発していくほか、生産者、JA、市、県が連携して地産地消を基本としたほっかりんのブランド化に取り組んでいくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、今現在も、また将来も含めて、米について地産地消ができる、そういう可能性があるのかどうか、今現在そういうことを行っていないのかについてお伺いいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 米の地産地消というふうな取り組みがあるのかどうかというふうなご質問であったかと思いますが、このむつ市産米につきましては、学校給食等で地産地消できないかというふうな取り組みがありまして、ただ学校給食に食材を納入するためには安定供給や価格の問題などがあり、なかなか普及しない状況にあります。しかしながら、川内地区の米の生産組織であります川内町有機栽培研究会では、会員が生産する米について、平成17年度から川内中学校学校給食に主食用米として納入してきたところであり、平成25年度からは川内地区で新たに運用が始まった西通学校給食センターに給食用米として約3トンの納入が契約なされたと伺っております。今後についても、学校給食への地元産米利用について、推進してPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。今後ともむつ下北の農業で地産地消できるように努力してもらいたいと思います。

それで、まことに基本的な質問なのですがけれども、農業委員会は今どのような役割を担っていたいて、今のTPPとかに対して、むつ市農業の将来展望で具体的にどのような話をされているのかについてご紹介いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 答弁者が市長ということでありますので。

今回だけ許可します。あくまでも答弁者が市長ということでありますので、議員の皆様、そういうことで気をつけてください。

農業委員会会長。

○農業委員会会長（立花順一） 浅利竹二郎議員の農業委員会はどのような役割を担い、TPPを含めむつ市農業の将来展望等について具体的な話し合いはしているのかとのご質問にお答えをいたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第3条の規定に基づき、農地を有する市町村に設置が義務づけられている行政委員会で、公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた農業委員を中心に構成される合議体の行政委員会であります。

お尋ねでございます農業委員会の役割につきましては、農地法に基づく農地の所有権移転、賃貸借等の権利の設定、農地転用に係る許可などのほか、荒廃農地に関する調査及び指導、担い手の確保、育成に係ること、また農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図る農業者年金の加入、促進、普及など法令と任意の業務が多岐にわたっております。

今年度の新たな取り組みにつきましては、荒廃農地対策として県が今年度から実施する青森農地有効活用促進事業により本市においてモデル地区

を設定し、荒廃農地の発生を未然に防ぐため、仕組みづくりに取り組むこととしております。この内容につきましては、農業委員や農家の代表者数名により農地活用支援隊を組織し、規模を縮小しようとする農地所有者と面談を行い、農地を貸したい、売りたいなどの意向を確認するとともに、その対策を検討し、規模拡大をする農家との調整を行うなど活動を支援することとしております。

次に、TPPを含め、むつ市農業の将来展望で具体的な話し合いはしているのかにつきましては、農業委員会の総会において、毎年市長部局から市の農業政策について説明を受けるとともに、意見交換を行っているほか、本年の1月17日、市長と農業委員が語る会を開催し、市の農業課題等について市長と意見交換を行っております。また、今年度は農業者と農業委員、市長部局初め各関係団体等による話し合いの場となります意見交換会を開催する予定であります。国が進めている地域農業の将来像を描く人・農地プランの策定に当たっては、農業委員会も地域での話し合いの場に参加し、農地集積計画づくりに協力していくこととしております。

TPPにつきましては、交渉の行方によっては当市の農業へも多大な影響が想定されることから、昨年7月19日に開催された下北地区農業委員大会において、TPP交渉参加を阻止し、日本の農林漁業を守ろうなどを大会スローガンに掲げたほか、先般6月5日、青森市で開催されたTPP参加断固阻止大会青森県民総決起集会に、当委員会を代表し、会長の私と畑中会長職務代理者が参加し、TPP交渉参加への反対行動を行ったところであり、今後の交渉の行方を注視してまいりたいと考えております。

農地は、私たちが生きていくために欠くことができない食料の生産基盤であります。食料自給率の低い日本は、この農地を大切に守っていかなく

ればなりません。青森県農業会議を通じて、農業、農業者に関する課題について、県や国などに要望する活動などを行っております。今後とも農業委員会の役割である農地と地域農業を守るため、農業委員一同、活動強化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。議長に通告の手順をちょっと間違えまして、大変失礼いたしました。農業委員会会長には、ありがとうございました。

今農業委員会会長から、農地と地域農業を守るという言葉がありましたけれども、実は今市役所を定年された退職者が、退職後休耕田の1町歩を、1町歩というと何ヘクタールかわかりませんが、1町歩を復活させて、地域特産米の産出に汗を流しているという事実があります。後継者不足解消として、この事例は非常に注目していいのではないかというような思いがあります。農業委員会会長が言われました農地と地域の農業を守るという観点からも、非常にこれからもこういうような人たちが出てきてくれないのかなという期待を込めまして、紹介しておきたいと思っております。

次に、南海トラフ巨大地震の報道に関してでありますけれども、地震予知の件についてちょっと触れてみたいと思っております。

まず、地震予知が困難であるという報道、現実から、市民への初動通報が重視されると思っておりますけれども、むつ市の場合の夜間、休日等の体制はどうなっているのかご紹介いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 夜間、休日等の市民への初動通報体制についてのご質問でございますけれども、初動態勢における市民への通報につき

ましては、平成23年度に本庁舎、それから平成24年度に各分庁舎のほうへ全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートを整備し、強化したところがございます。当市では、下北地域で震度5弱以上の揺れを観測した地震が発生した場合、あるいは津波警報以上の警報が発令された場合は、本庁舎及び各庁舎のJアラートにより緊急情報が自動的に防災行政用無線を通じて市内全域に放送されることとなっております。また、避難が必要な災害が発生した場合、あるいは発生が予測される場合には、サイレンの使用、消防団等の巡回広報のほか、防災・かまふせメール、エリアメールを初め市のホームページ、エフエムアジュールなどあらゆる手段を利用して市民へ情報提供することとしております。

なお、職員の初動態勢につきましては、防災計画書にのっとり、毎年度各課及び各庁舎において初動マニュアルを作成し、いざというときに上司等からの指示がなくても動くことができるようにしております。このマニュアルでは、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合においても、気象警報や地震の大きさなど、その程度に応じて段階的に職員が参集し、対応することとしており、災害警戒対策要員、災害応急対策要員などを指定しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 先般の報道で、新聞報道なのですけれども、東日本大震災で被災した東北3県の沿岸自治体の調査結果を見ますと、災害弱者、お年寄りとかそういう人たちですけれども、災害弱者の避難支援計画は実際の災害時役立たずというような記事が載っておりましたけれども、むつ市については、この見直し等については図ったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 災害弱者の避難支援計画についてでございますが、まず当市では国の災害時要援護者の避難支援ガイドライン及び市の地域防災計画を踏まえまして、平成23年1月に災害時要援護者避難支援全体計画を作成しております。しかしながら、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災では、回線渋滞による電話使用制限で支援者への安否確認依頼などが十分に行えず、スムーズな安否確認及び避難誘導等の支援ができなかったことを踏まえまして、震災後の平成23年6月に要援護者の避難支援対策が円滑に実施できるように安否確認体制の強化整理、さらには地域における個々の支援方法を定期的に検討する体制づくりなどを盛り込む見直しを行いまして、迅速で的確な要援護者避難支援に取り組んでおります。

幸い改正後に大きな災害は発生しておりませんが、今後も平常時から個別の避難支援プラン等を関係機関等で共有し、災害発生時には迅速かつ的確な避難支援を行うことはもとより、災害時の初動態勢における隣近所や自主防災組織、町内会などの地域コミュニティを活用した避難体制づくりに引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 次は、これに関連しての要望なのですけれども、この間、12日に総務教育常任委員会がありまして、そのときにむつ市の自主防災組織の編成がおくれているというような説明もありました。私思うに、自主防災組織は町内会に対していろいろ組織をお願いしているわけですが、どうも町内会単位をお願いするのは荷が重過ぎるのではないかというような気がいたします。それで、まず自主防災組織の第一義的なものは人命救助にあると思いますので、災害弱者の救助、それに特化した組織を編成するべきではないかというような思いもありますので、そこら辺

も含め、それと防災専門職員の配置等も含めて、再度こちら辺を見直し、検討するよう要望しておきます。

次は、変遷する日本の防衛と大湊基地のかかわりについてでありますけれども、市長からご説明がありました自衛隊との調整、いろいろやりとりもお聞きしました。それで、ちょっと1件お尋ねします。今大湊基地で艦艇修理した場合の経済効果、これについては算出をされたのでありましょうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 大湊基地での艦艇修理を行うことの経済効果の算出をしたことはあるかというふうなお尋ねでございましたが、経済効果等の算出につきましては、市独自で行ったことはございません。海上自衛隊大湊地方総監部からは、過去3年間のむつ市内への艦艇修理に伴う発注実績データをいただいております。それによりますと、平成22年度は約4億8,400万円、平成23年度は約4億9,300万円、平成24年度は約3億7,900万円となっており、市内への経済波及効果は大きなものであると認識しております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 今の数字は、これ大湊基地だけの艦艇修理だと思うのです。私がいろいろつかんでいるというか、体験上、この艦艇修理は約40億円から50億円年間あるのですが、今言われた数字というのは1割なのです。ということは、あとの9割はよそに行くと。はっきり言えば、函館ドックと、函館のほうに行っているわけなのですが、これをその半分でもいいから大湊1万トンドックで修理するということになれば、それだけ地元にお金も落ちるということになりますので、この港内航路の確保とか1万トンドックの整備等、こういうことを引き続き要望方お願いしたいと思っております。

あと、長期不在隊員のことについてでありますけれども、これ要望として申し上げたいと思えますけれども、従来より「銃後の守り」という古い言葉があるのですが、長期出航する隊員は、留守家族の安否が何よりも気がかりなことなのであります。これは、私自分の体験からも十分そういう経験をしたことがありますので。出航後の後のことは心配するなど、立派に任務を果たしてこいというような心配りを我々市民も含め、自衛隊は当然でありますけれども、市民を含めて共有したいというような思いもあります。

このことを申し上げて、一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） おはようございます。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第216回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

ことしのゴールデンウィークは、暖かい日が少なく、気分的に明るく過ごせなかった気がいたします。大畑地区の桜は、寒さによるものか、鳥によるものかはわかりませんが、開花することを忘

れ、気がついたら時期を逸しており、ふてくされているように見えます。

日本人は桜が大好きで、開花に春を感じ、散りぎまに梅雨を感じて四季の一つを感受してまいりました。ことしはそれもなく、また梅雨の時期だというのに、それさえも感じられないのはとても残念に感じます。

1次産業に携わる人たちは、気候に敏感で、その年の豊漁、豊作を占うものであり、きちんとした四季が大切かと思えます。燃油の高騰も大きなダメージとなって経費を圧迫しており、大きな痛手を背負っております。ここ一、二週間で旅に出ていくイカ釣り船や凍結船など、次々と出港しましたが、ここ四、五年続いた不漁により、かなり厳しい状況にあり、燃油の高騰と相まって、魚価安など不安材料ばかりでございます。ことしこそは豊漁でありますことを心から願うものであります。

それでは、通告に従いまして、3項目7点について質問をさせていただきます。

まず1点目の人口減少をとめるための少子化対策と雇用場所の確保について質問いたします。さきのマスコミ報道で、本県の人口動態調査が厚生労働省から発表されましたが、自然増減数はマイナス8,127人となり、統計がある1950年以降、過去最大の減少幅となっているとされておりました。出生数も同様で、合計特殊出生率(女性1人が生涯に産む子供の推定人数)1.36になり、過去最低を記録しております。青森県は、14年連続で死亡が出生率を上回る自然減となっており、人口1,000人当たりの自然増減率は過去最大のマイナス6で、全国で3番目に減少率が大きくなっております。自然死亡率は2ポイント減の24.2といささか減ったものの、全国順位は7番目と高いほうです。

全国的に都市部を除いては厳しい経済、雇用情

勢など、子供を産みにくい環境になっているものと推測されます。私も婚姻に関する仕事に携わっておりますが、確かに婚期が遅くなっていることを感じますし、出生も少なくなっているのは事実かと思えます。PTA活動にしても、参加保護者の年齢は少しずつ上がってきており、参加人数も減ってきております。地域活動もしかりで、子どもネブタや祭りなど、はやし方、乗り方の確保が難しく、他町内から借りてきている状況にもあります。

児童・生徒数の減少により、学校の統廃合、閉校が進んできており、先般も津軽地区の2つの地域の小学校が統合という記事を見かけました。子供が減るということは、地域の行事が減ることのみならず、活力も減少していくことにつながるものと考えます。ひいては将来的に納税者が減るということになりまして、地域を支える担い手がいなくなるということにもなりかねません。

政府は先般、結婚、妊娠、出産への支援を柱にした少子化緊急対策を決定しましたが、主な柱は待機児童解消や第2子以降への補助が主なものです。都市部は雇用場所もあるし、ある程度確保されておりますが、地方や当地区みたいな地方の地方は雇用対策も同時に進めなければ抜本的な対策にならないのではないかと考えます。

そもそも少子化、少子高齢化は、かなり以前から言われてきていることですし、対策も練られてきているはずなのに、一向に解決に至らず、同じ議論を繰り返しているように見えます。有識者や一流の教育を受けた優秀な官僚、家柄のすばらしい国民の代表である国会議員をもってしても解決できないということは、いくところまでいかないと解決できないのではないのでしょうか。

否、私はそうではなく、本質を見きわめ、現実には照らし合わせ、大胆な中にも大胆過ぎるくらいの抜本的施策を打ち出さなければ解決できないと

思っております。私の考えは、予算がかかり過ぎますので、この場では控えさせていただきますが、必ず遠くないうちに言えるときが来ると思っていますので、温めさせておいていただきます。

義務教育課程で学校の統廃合が進んでいるということは、高等教育でも同様の問題が出てくると考えますが、生徒が減るのはわかりますが、中退や授業料未納がここ3年間減ってきていたのが、昨年度からは横ばい状態になってきているのが不思議で、無償化効果が薄れたということもあろうかとは思いますが、この先がなくなってきているということもあろうかと思えます。子供の数が減ってきて、家庭での出費はある程度抑えられてきているはずですが、所得の減少や頭打ち、解雇等が前段同様に考えられるのではないのでしょうか。

少子高齢化という問題には、即効性のあるカンフル剤はなかなか難しいこととは思いますが、東洋医学的にじっくりと時間をかけながら急いで行わなければならないと思えますし、同時に子育てしながら働ける雇用先の確保も急務と思われまます。まずは、苦しいながらも生活の安定を確保しなければ子供を産もうとも思えないと思えます。少子化対策と雇用場所の確保は一体だと私は考えております。

以上のことを踏まえ質問いたします。人口減少をとめるための少子化対策と、雇用場所の確保について市長にお伺いをいたします。

続きまして、2項目めの桜ロードを日本一にする気はないかについてお伺いいたします。先般会合の席で、ふと桜ロードの話になり、大変盛り上がりましたが、ことしは咲かなかったなどの話のもと、まちづくりの原点である井戸端談義に発展いたしました。そこで出たのが、桜の日本一はどこかというテーマで、私は営業で培ったうんちくを披露し、話が発展してまいりました。けんけんごうごうの議論のもと、最終的に大畑地区の桜口

ードをとりあえず日本一に、究極は世界一にしようと盛り上がりました。データは私が集め、それに向けていくということになり、始動し始めました。それから数日たち、同じメンバーで集まったときのこと、集めたデータの内容を私が話をしましたら、まあよくあるパターンの、あの日の盛り上がりはどこにいったかというくらい、すっかり気持ちが冷めており、そこはそれ私のこと、この問題は突き進んでいくと決めたのです。

なぜに日本人はこんなに桜が好きなのか。桜の起源は、言語の起源は、種類はどれくらいかなど、おさらいをしながら質問をしたいと思えます。

桜は、穀物の神が宿るとも、稲作神事に関してきたものとされ、農業にとりわけ非常に大切なものとされ、農業開始の指標とされるとともに、国民にとって春の訪れを告げる風物でもありました。万葉集の中でも梅にかわり桜が代用されるようになり、徐々に国民に浸透し始めました。古今和歌集のころになると、嵯峨天皇の覚えめでたく、紀貫之の歌、そして平安末期には西行法師が桜をこよなくめでたことで不動の地位を築いたのです。

桜は、開花のみならず、散っていくはかなさや潔さも愛玩の対象となっており、古くは桜は諸行無常といった感覚にとらわれており、ぱっと咲き、さっと散る姿ははかない人生を投影するものとともに、清さが武士道ここに見たりと日本人の精神的、具体的な例として愛されてきたのではないかと私は考えております。

日本では、桜は公式に国花ではないものの、国花のように扱われ、百円硬貨の表にも使われていることは承知のことと思えます。当市と縁の深い自衛隊の記章にも、他国ならば星形がよく使われている中、日本では陸、海、空問わず、階級章や旗、桜の花を使用した意匠が多く見られております。ちなみに、全米桜祭り知られるアメリカの

ポトマック湖畔の桜は、当時の東京市長、尾崎行雄氏が寄贈したものということです。

語源は諸説ありますが、大きく分けて3説が言われております。1つは、「咲く」に複数の意味をする「ら」をつけ、密生するというさまを表現したもの、2つに、春に里に来る稲（サ）の神が憑依する座（クラ）という説のもの、3つに、富士の頂から花の種をまいて花を咲かせたというコノハナノサクヤビメ（木花之開耶姫）のサクヤをとった説など、これといったものはなさそうですが、主な説ではあります。

ここからは、たくさんの解説がありましたので、財団法人日本さくらの会の資料を参考に説明をいたします。桜はバラ科に属し、亜種4種類に分かれ、およそ300種類以上あるそうです。日本の桜は大きく分けて山桜と里桜の2つに分かれ、山桜は野生種、自生種12種類に分類されます。1つ、カンヒザクラ、2つ、エドヒガンザクラ、3つ、ヤマザクラ、4つ、オオシマザクラ、5つ、オオヤマザクラ、6つ、カスミザクラ、7つ、マメザクラ、8つ、タカネザクラ、9つ、チョウジザクラ、10にミヤマザクラ、そして11にワカキノサクラ、12にイヌザクラとなっており、里桜は上記の桜を自然交配、人工交配を加えて300種類になったとのこと。江戸時代までは、それぞれの地方の文化や特徴を尊重し、自然交配のエドヒガンザクラが主流だったのですが、明治以降、欧米近代化が進み、日本の桜は8割がソメイヨシノという画一的になってしまったとのこと。

桜は、気象の観測にも用いられ、春の訪れを桜前線という文言で表現しており、昭和26年に関東地方で気象庁が開花予想したことに始まり、全国に波及していきました。気象庁が定める東京の桜の標本木は、靖国神社境内にあるソメイヨシノで、全国的にソメイヨシノの開花を基準としているところが多いとのこと、樹木全体から見た咲き始

め、三分咲き、五分咲き、七分咲き、満開、散り始めなど、刻一刻と木々の様子を逐一報道するのは世界でも日本だけとのこと。

以上のように、日本人は殊さらさように桜が好きで楽しみにしているということは、自治体においても桜を主体に町並みを形成しているということは説明にかたくありません。おらがまちの桜が日本一と全国で名乗りを上げており、検索しても日本各地の自治体の桜が数多くエントリーされております。しかし、財団法人日本さくらの会が行った全国お花見調査で、桜自慢の都道府県というアンケートがあり、上位5位は、5位に山梨県13.3%、4位に沖縄県14.6%、3位に京都府17.0%、2位に奈良県18.6%、そして1位が青森県23.8%と断トツの1位であります。多分に弘前市が貢献していることは間違いのないと思いますが、知られざる青森の日本一がここにあったわけです。

自称、他称、日本一はたくさんありますが、検索上、または観光上、日本一は弘前の総延長20キロメートルにオオヤマザクラ6,500本、北海道新ひだか町静内の二十間道路の直線7キロメートル、8キロメートルと言うところもありますが、エゾヤマザクラ約3,000本がエントリーされるのではないのでしょうか。ちなみに、来さまい大畑桜ロードは、直線7.8キロにソメイヨシノ1,400本で、直線ではとりあえず1番ですが、先ほど申したとおり、静内は8キロ、埼玉8キロという記録もあるので、ここはきっちりと8キロを超えておきたいところあります。

今後のむつ市のためにも、観光という観点から、記録という観点からも、日本一を目指したいものであります。まずは、旧むつ方面に植樹し、その後二枚橋方面に延長をかけ、予定されている道の駅方面にも延長をかけて、そして下北半島縦貫道路にも植えていき、ネクスト50に向けて将来はお

江戸日本橋まで到達し、銀河一を目指していきたいと考えております。そして、予定されている道の駅には、全国の桜を集め、桜ミュージアム的なものをつくり、お年寄りには鎮魂の桜、ヨウコウザクラをめでてもらい、全国から観光客を連れてきてはいかがでしょうか。

以上のことを踏まえ、市長に質問いたします。大畑地区のバイパスにある桜ロードを名実ともに日本一にする気はないか、お伺いをいたします。

続きまして、3項目めの教育行政の給食についてを質問いたします。日本の給食の起源は1889年、明治22年、山形県鶴岡市の忠愛小学校が無料で食事を配ったのが起源とされております。

ここでちょっとそれますが、明治22年の小学校は、簡易小学校と申しまして、尋常小学校に移行するのが明治25年なので、ここでは起源という説もありますが、この尋常忠愛小学校の記念碑には明治22年と記されており、山形県教育史には明治25年ということになっているそうです。ここでは、記念碑を参照に起源を明治22年としてお話をしていきたいと思えます。

当初は、おにぎりに漬け物という簡素なものであったそうです。その後各地で一部の子供に対し、つまり欠食児童対策としてパンなどが一部の学校で配られるようになり、1930年代に入ると学校給食臨時施設法が制定され、一部ではありますが、学校給食が実施されるようになりました。1940年に入ると、食料事情の悪化により中断されますが、戦後1945年、昭和20年以降は、アメリカを中心とした外国からの食料援助により、児童の欠食対策として徐々に給食が再開され、1950年、昭和25年にアメリカから米が大量に送られて、1952年、昭和27年あたりから食料事情の改善により全国的に完全給食が可能となりました。このころより給食の目的は欠食児童対策から教育の一環と位置づけられ、学校給食法が制定され、財政力の弱い地方

自治体でも交付税と補助金により全児童に完全給食が可能となり、現在の体制が構築されました。また、このころよりアメリカの余剰食物のはけ口として農産畜産物が大量に輸入され、日本人の食生活をパンや乳製品へと向けてきたのでございます。

学校給食の目的は、さきにも述べましたが、欠食対策から教育へと移行され、教育の目的を実現するために学校給食法第2条が義務教育諸学校に規定されました。適切な摂取による健康増進、食事の正しい理解と判断力を身につけ、望ましい食習慣を養う、明るい社交性と協同の精神を養う、自然の恩恵の上に成り立つ理解を深め、生命及び自然をとんとぶ、その他云々と7項目が掲げられており、まさに私が思う何事を行うにも教育的見地と学ぶということが明記されております。

反面、問題点も全くないわけではございません。好き嫌いや食べ残し、遅食によるいじめの問題や、パン食や麺類の普及による米離れ、メニューの貧弱さによるクレームなど、一部ではありますが、問題点もあります。当市においては無いとは思いますが、給食費の未納については悩ましく、生活困窮者や経済困難者は別としても、払えるのに払わない確信犯については、その対応は大変なことと思われます。一部地域では、子供に食べさせるな、チケット制にしろなど厳しい意見もありますが、子供に罪はなく、区別するわけにはいかず、未納が多いところでは、品数を減らすわけにはいきませんので、教師が立てかえをして問題になったり、前政権のときには子ども手当を未納の親から天引きさせてもらいたいとの要望が出たり、問題となっております。また、今後において私は、少子化の問題の中で給食費の問題は必ず出てくるものと考えます。今から準備しておくのがよろしいかと思っております。

以上、学校給食を教育的観点から捉え、質問い

たします。

1点目といたしまして、食材の余りや残飯を使用した堆肥をつくり、農家に供給できないか。

2点目として、その堆肥を供給の対価として野菜など調達できないか。

3点目といたしまして、給食用廃油をどのように処理しているのか。また、自動車に利用してエコ活動ができないか。

4点目といたしまして、食物アレルギーの生徒はいるのか、またいるとすれば対策としてどのようにしているのかを教育委員会委員長にお伺いいたします。

また、周りから要望のあった成人式の日にこの件でございますが、家族がゆっくと過ごし、経費がかからないようにするために、現行行っている1月の第2週目の成人式を正月に持つてくることできないか、あわせて教育委員会委員長にお伺いをいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、福祉行政についてのご質問の人口減少をとめるための少子化対策と雇用場所の確保についてでございますが、先ごろ我が国の平成24年の出生数が過去最少の103万7,000人まで落ち込んだという報道がありました。1人の女性が生涯に出産する子供の数を示す合計特殊出生率は、平成17年の1.26を底として徐々に増加し、昨年は1.41にまで回復しましたが、出産世代の女性人口が年々減っているため、今後も少子化の流れは変えようのないものと見られています。

少子化は、消費の低下や労働力不足を生み、年金や医療を初めとする社会保障制度の根幹を揺るがしかねないため、国が制定しました少子化社会

対策基本法にうたう安心して子供を産み、ゆとりを持って健やかに子供を育てられる社会を実現し、出生率の向上につなげるため、むつ市においては今年度から、未就学児までに限定しておりました乳幼児医療費給付事業について、その対象範囲を入院に限り中学生まで拡大いたしました。また、生まれてくる赤ちゃんが先天性風疹症候群にならないよう、成人を対象とした風疹予防接種費用の全額助成事業を県内に先駆け、この5月より実施しております。さらに、天候の悪い日でも子供たちに遊びの場を提供するべく、キッズパークについても、平成26年度内の完成を目指し、基本構想を策定しており、妊娠から出産、そして子育てまで安心して向き合えるよう環境の整備に積極的に取り組んでいるところであります。

その他の具体的な施策については、担当部長から答弁いたしますが、さらに平成27年度から子ども・子育て関連3法に基づく支援新制度がスタートいたしますので、当市におきましても地域のニーズに応えた多様な子育て支援に向けた子ども・子育て支援事業計画の策定を担う協議の場を立ち上げ、より具体的な検討を進めることにしております。

また、働く女性にとっての職場、生活環境の改善ということも重要であると認識しております。働く女性が妊娠や出産の際、職場で嫌がらせやプレッシャーを受けるいわゆるマタニティーハラスメントを経験した女性が妊娠経験者の4分の1以上に及んだとの調査結果があります。出産や育児のための制度があっても、それが正しく運用され、職場の男性の意識を変え、同僚の理解を得られるような子供を産みやすく育てやすい職場環境づくりと、男女が家事、育児等の家庭生活において相互に協力しながら責任を担うという生活環境づくりをなお一層進めていくことが必要と考えております。

さらに、経済的な理由から出産に踏み切れない夫婦も多くなってきているのではないかという懸念も持っておりますが、その意味でこのたび国が示しました幼稚園保育料の第2子半額、第3子の無償化は、子供を産み育てる環境づくりの一助であろうと歓迎しております。

当市の人口1人当たりの市民所得は減少傾向にあり、経済的にも余裕のない状況と、長時間労働等厳しい労働環境の中、女性が出産か、仕事を迫られるような職場環境の改善も肝要と考えているところでありますし、雇用場所の確保につきましては、1次産業の活性化を初めとする市内の産業振興育成に伴う雇用の創出や、製造業、IT関連企業などの企業誘致を積極的に行い、若者が地元で働くことができるような環境づくりに心がけ、出産を望む者が子育てしやすい土壌づくりに努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、観光行政についてのご質問にお答えいたします。大畑地区のバイパスにある桜ロードを日本一にする気はないかというご質問でございますが、国道279号大畑バイパスの来さまい大畑桜ロードは、約1,400本のソメイヨシノが全長約7.8キロメートルにわたって桜並木を形成しているという県内でも有数の桜の名所として広く知られているところです。植樹から古いもので既に30年近くを経過し、桜の成長とともに桜ロードそのものが観光名所として大きく育ち、今ではむつ市になくはならない重要な観光資源であると認識いたしております。

日本一という定義は定かではありませんが、北海道新ひだか町にあります左右の並木の幅が20間、約36メートルあることから二十間道路と呼ばれる全長8キロメートルの桜並木を初め、全国に幾つか日本一を標榜する箇所が存在するようでございます。当市の桜ロードもソメイヨシノの桜

並木に限定すれば、日本トップクラスの規模であることは言うまでもありませんが、さらなる延伸や情報発信も含め、これまで以上に大きく育て上げるための研究を既に始めているところでございます。延伸のためには、道路管理者であります青森県への協議、要望が必要となりますし、道路の構造上、道路敷地内への植樹が不可能な箇所での工夫も必要となります。このような問題を解決したうえで、市一丸となって名実ともに日本一の来さまい大畑桜ロードを目指し、前向きな検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の教育行政につきましてのご質問につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 佐賀英生議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目と2点目、給食用の食材の余りや残飯を利用した堆肥をつくり、農家に供給することができないか、その堆肥の供給の対価として野菜などを調達できないかのご質問にお答えいたします。

学校給食施設におきましては、廃棄物を抑制するためにさまざまな取り組みをしておりますが、それでも年間約50トンの調理残渣や食べ残しによる生ごみが発生している状況にあります。これら給食などから発生する生ごみの堆肥化につきましては、今年度市が実施しておりますバイオマス資源化推進事業を所管の3給食施設、田名部中学校、第二田名部小学校、大平小学校をモデルケースとして参加させております。この実証事業では、給食で排出される食べ残しなどの生ごみを日々回収してもらい、それを委託業者において堆肥化し、成分の検査を経て、学校の花壇などで活用するというサイクルとなつてございます。この取り組みは、循環型社会形成に向けて子供たちへの環境教

育としての視点からも有効な事業の一つではないかと認識をしております。

今後の展開といたしましては、今年度の実証事業により得られる結果をもとに、堆肥化の優位性についてさまざまな角度から検証を加え、事業の全校への拡大につきましても判断をしてみたいと考えております。

議員ご質問の生ごみからつくられた堆肥を農家に供給し、その対価として野菜などの調達ができないかということにつきましても、相手方の農家が必要とする成分を有した堆肥であるか、また必要な量を生成できるかなどの課題もございますので、これらを含めまして堆肥化の優位性について今後検証していく過程の中で、研究課題の一つと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、給食用廃油をどのようにして処理しているのか、また自動車に利用し、エコ活動ができないのかのご質問にお答えいたします。

学校給食施設におきましては、年間約7,500リットルの廃油が発生しております。この廃油につきましては、市内及び県内の廃油処理業者に引き取っていただき、その後は廃油処理業者において再処理を行い、バイオディーゼル燃料や石けんなどに再利用されております。議員ご質問の運搬車などの自動車を購入し、活用することにつきましては、廃油を回収、精製し、その燃料を使用した自動車ですさまざまな活動を行うことができればエコの啓蒙活動には大変有効な手段であろうと思っておりますが、既に民間事業者において廃油の回収、精製、利用といったサイクルが確立されており、循環型社会に向けた学習環境が整っていること、また自動車の購入整備費用、燃料の精製設備の費用などコストがかさむこと、燃料が特に冬期間におきまして、安定的に利用できないなどの課

題も多くあります。このことから、現在のところ給食運搬車などの運搬車での使用は難しいものではないかと考えております。教育委員会といたしましては、まずはこれらの課題解決の動向を注視していかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、食物アレルギーについてのご質問にお答えいたします。食物アレルギーの児童・生徒は、むつ市内の児童・生徒4,954人中約300人が何らかの食物アレルギーを有しております。その中で給食において対応が必要な児童・生徒は約130人となっております。

主なアレルギー原因物質としては、鶏卵、ソバ、落花生などが多く見受けられます。

食物アレルギーを有する児童・生徒の給食提供に当たりましては、主治医による診断をもとに、学校において個別面談を行い、児童・生徒本人、学校、保護者で情報を共有したうえで、アレルギーの原因物質を取り除く除去食、そして原因物質を取り除き不足する栄養価を別の食品で補う代替食、それでも対応できない場合には弁当の持参をお願いするという対応を行っております。また、誤食を防ぐ対応策として、目で確認できるように食器の色分けや食器に名前を記入したりとさまざまな対応策を講じ、安全な給食の提供に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、成人式を正月に持つてくることができないかについてお答えいたします。まず、成人式についてでございますが、議員ご承知のとおり、日本における今日の形態の成人式は、戦後間もない昭和21年11月に埼玉県の大蕨市において実施された青年祭がルーツとなっております。大蕨市の青年祭に影響を受けた国は、昭和23年に公布施行された国民の祝日に関する法律によりまして、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますという趣旨のも

と、翌年1月15日を成人の日として定めております。その後平成10年、国民の祝日に関する法律の一部改正に伴い、平成12年より成人の日は1月の第2月曜日となっております。

青森県内の昨年度の成人式の開催状況を見ますと、夏型の成人式は県内40市町村中18市町村で8月11日から15日の間に開催されております。冬型の成人式は、1月3日が1町、成人の日の前日が20市町村、成人の日当日が1村となっております。

むつ市の開催日の経緯でございますが、当初は冬型の1月開催でしたが、暖房設備を有し、一堂に会することのできる広い会場がなかったことや、冬期間の交通事情及び女性の着物などに要する経費負担の軽減も考慮し、帰省者が多いお盆の8月の開催に変更いたしました。その後下北文化会館が建設され、交通事情に関する問題も改善されたこと、また市民から1月への日程変更の要望があったことや、市内3高等学校に対してアンケート調査を行ったところ、成人の日に参加したいとの意見が多数ございましたことから、平成10年度より成人の日を開催してございます。平成14年度からは、余裕を持って参加しやすいように成人の日の前日に開催しております。市町村合併後は、各地区の地域性もございますことから、夏と冬にそれぞれ地区別で開催しておりましたが、2年後の平成19年1月からは、これは合併協議に基づいて4地区の合同の開催となっております。このような経緯と諸事情を十分考慮した結果、現在の日程となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育委員会教育長に申し上げます。

部長に答弁させるにしても、教育長が登壇をして、そして指名して答弁なさるよう今後お願いいたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 福祉行政について、市長答弁に補足説明させていただきます。

少子化対策の具体的な施策についてでございますが、まず出産後の育児支援として、生後4カ月までの育児家庭の全戸を専門の資格を備えた者が訪問するこにちは赤ちゃん事業を実施し、育児の不安や健康についての相談先や、保育所、子育て支援センター、子育てサークルなどの情報提供のほか、保護者の心身の状況及び養育環境の把握に努めております。

また、子育て支援を受けたい方と育児の支援を行いたい方がそれぞれセンターの会員となるファミリーサポートセンター事業は、緊急時の一時的な預かり、幼稚園、保育所への送迎、母親の買い物やリフレッシュの時間などにも利用されております。

さらには、平成22年度から病気の回復期にある生後6カ月から小学校3年生までの児童を一時的に預かることにより保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とした病後児預かり事業を実施しております。

その他学童保育、通称なかよし会や、児童館の開設、保育所の延長保育や一時預かり、障害児保育など多様な保育サービスなどを実施し、子育てに重点を置いた各種施策を推進しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁ありがとうございました。

まず、2番目の観光行政でございますが、市長、大変ありがたい答弁で感謝しております。

まずは、政治もこういう夢を持たなくていけませんし、やるのでしたら、やっぱり日本一です。桜は、これ調べますと、各地が、きちんとした基準がないみたいで、あちこち日本一があるのですが、やっぱりここは直線で私は勝負したいと思っ

ています。世界一と言われている弘前の桜が、総延長ですとか、もろもろ掛ければ、本数ですとか、これは実質的に、もう名実ともに世界一と言われているような弘前ですから、そこに対抗するのは、やはりこの来さまい大畑桜ロードで、直線で進んでいきたいと思います。

また、延ばしていくにしても、国道沿いがいいのか、民地を借りていくのかというのは今後の課題になろうかと思しますので、そのときはまた私もいろいろご意見を出したいと思しますので、よろしく願いいたします。

答弁をもらおうと、せっかくいい答弁の輪郭がゆがむので、伏してお願いを申し上げまして、答弁は要りません。

続きまして、教育行政でございますが、成人式の件についてなのですが、これは当時盆から今のところに持ってきたのは、私どもが着物屋でございましたので、お願いして、日本人は民族服の着物を着ましようということでやった経緯がございました。今回は、いろいろ経費ですとか、家族で正月を過ごしたいと、そういう方々が多かったものですから、正月ということで提案したのですが、ちょっとまだ機が熟していませんので、もう少しじっくりと醸造してから再度お願いしたいと思えます。

次に、廃油の件につきましても、先般もいろいろ伺いましたら、冬場ということで油の粘度が高まって動けないですとか、そういうのも聞きましたので、これももう少し車の開発等々がなされてきたときに、再度お伺いをしたいと思えます。

また、1番の残渣、そして堆肥の部分なのですが、今は実験的に、生ごみのバイオマス事業をやられていたのですが、そして花壇等々にして教育の部分とかとして子供たちに教えていると。これ大体何年ぐらいのサイクルといたしますか、予定で行って、結果はいつごろ出す予定でいますか、ま

ずそこら辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 現在行っているバイオマスの事業でございますけれども、これは3校において今年度いっぱい、来年の3月までということで予定しております。これは、冬場もどのような状況になるか、冬場も安定して堆肥を生産できるかどうかというのもさまざまな課題もございますので、1年間を通してやったうえでないと検証結果を得ることができないということでそのようにしております。

来年度以降につきましても、あくまでもその検証結果を見据えながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 1年という年期を伺ったわけですが、1年だと前年と対比するものがないような気がするのですが、私はまた先ほどバイオマスと言ったものですから、二、三年のスパンで、1年やってみて、では次年度やって、それで何が悪かったのか、反省を踏まえて次年度に向けて、そして2年か3年やって対比するものができていいものをつくるのかなと思っていたのですが、1年ということで、ちょっと残念な気がしますが、それ以降はさっきも言ったとおり、ではそれでよろしくなければやめてしまうとか、また別な方向に向けるといってお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 1年でやめるのかというご質問でございますが、あくまでも次年度以降につきましても、議員おっしゃいましたとおり、比較というものも当然必要になってこようかと思えます。あくまでも事業の見込みというものも11月、12月ごろになれば出てくるわけでございますが、そのころは当然ながら予算要求の時期でも

ございます。これは、あくまでも市長部局のほうの事業に教育委員会が乗っているという立場でございますので、学校の中における環境教育、そのサイクルということでは、教育委員会は教育委員会なりの視点を持って検証してまいるつもりでございますので、その旨は当然ながら市長部局のほうにお伝えし、次年度以降の対応についても場合によってはご協力をいただくというようなことになろうかと思えますし、場合によっては、教育委員会自らがそういうものを直接行っていくというのもさまざまな方向性が考えられると思えますので、今後の事業の進展を注視していただきながら、私どもとしてもいろいろな資料を抽出して、データを抽出してまいりたいと、こういうふうを考えております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。私も少し様子を見させていただいて、またどこかの機会がありましたら質問させていただきたいと思えます。

続きまして、食物アレルギーの件なのですが、先ほど結構な、私は余りいないのかなと思いましたが、130人余の方々がいます。現代病と言えば現代病になってしまっているのかと思うところもあるのですが、私どもの子供のころも数名おりました。これで今までちょっとした事故といいますが、事故と言うとちょっと大げさになるかもしれませんが、今までアレルギーに対してちょっと問題といいますが、少し手のかかったような事案があったのかをお知らせ願いたいと思えます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 今までそういう事故のような手のかかることがあったのかというようなお尋ねでございますが、現在のところそのような事例はございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました、ありがとうございました。

このアレルギーに関しては、札幌市と東京都の調布市ですか、そこの子供がたまたま不幸な事故があつてということで惹起したお話かと思っております。やはり子供がそういう事故に遭うということは大変不幸なことになりますので、今以上にじっくりと気をつけて行っていただきたいと思えます。

続きまして、これもまた給食のほうなのですが、さっき壇上で述べましたが、これからの問題として少子化ですとかもろもろ問題が出てくるかと思うのですが、この給食費の延滞といいますが、もし資料がありましたら、参考のために少し教えていただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 学校給食費の延滞というご質問でございますが、学校給食費の滞納状況についてでございますが、むつ市の給食費における会計は、むつ市の歳入歳出に組み入れる公の会計、公会計ではなく、各学校長、施設長の管理責任において会計を行う私の会計、私会計を採用してございます。

そのむつ市内の各学校の平成24年度の決算の状況では、小学校13校、中学校9校、計22校の総額で、収入予定額3億225万円に対して収入額は3億51万8,000円。差し引きいたしますと、これは未納額になるわけでございますが、173万2,000円となっており、全体に占める未納率は0.57%となっております。

未納者の状況ですが、給食喫食者数、これは提供者数でございますが、5,606人に対し42人が未納となっております。学校別では、小学校3校9人、中学校5校で33名となっております。

未納者の対策といたしましては、各担任教諭による文書、電話での納入催促に加えまして、場合

によっては担任の教諭が家庭訪問し、または校長、教頭の名前で督促文書を送付するなどの対策を行っております。

なお、給食に関する低所得者の対策でございますけれども、生活保護受給中でございます要保護者世帯及び市民税、所得税非課税世帯である準要保護世帯の給食費につきましては、全額市が負担しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。42人ということで、多いのか少ないのかというのは別といたしまして、未納の金額が入らないということは、ある程度給食にも影響しかねないと思いますので、何とか頑張って、悩ましい問題かとは思いますが、全員から徴収できるように努力をしていただきたいと思います。

さて、最後になりますが、少子化の問題でございますが、市長、本当はかなり難しい問題かと思えます。市長はどうすれば女性の方が結婚していっぱい子供を産んでいただけたらと思っておりますか。まずお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は男性でありますので、なかなかこの部分、女性の心理というところ、特に女性の心理につきましては、私は非常にその部分については不得手でございますので、今この場所での答弁というのは、はっきりとした答弁は能力的にできないということでご理解いただければと思います。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 大変それこそ悩ましい問題で、産めばいいというものではないですし、また結婚しろという問題でもありませんが、本当に突き詰めるところまで私はいかなくてはいけないと思っています。ここではまだ言いません、もうちょっと、あと何年かしたら出しますが。まずは産んで

もらわなくては。それは、多分今やっている施策の中で、未満児ですとか未就学児童の手当てはしているわけですが、子供の数がふえないことには、それだって効果は生んでいかないわけですから、まずは産んでもらうと。では、その産むためにはどういう環境を整えたらいいかというのは順番に考えていかなくてははいけませんので、これはまだ私はじっくり醸造してから出しますので、出しませんが、何とかその方向にいてもらいたいと思います。

同時に雇用場所の確保なのですが、先般市長も新聞等々で見ましたが、いろんなIT関係ですとか努力されていることと思いますが、いま一度トップセールスをして、企業誘致という文言がいいのか、起こす起業がいいのかは別といたしまして、まず雇用の場を今以上にふやす方向性といいますか、気持ちを市長はどのようにしていくかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 企業誘致というふうなことは、なかなか一朝一夕にはできないと思います。そしてまた、地域間競争というふうなものもございまして、これは、日本国内と海外というふうな、そういうふうな形でのグローバルな意味での地域間競争、これもあります。そしてまた、国内ではまた国内での地域間競争。そういうふうな意味では、やはり社会基盤整備がおくれているというふうなところ、この部分は否定はできないものと、この地域は。そういうふうなところで、社会基盤をしっかりつくっていかねなければいけない。そういうふうな形での地域間競争に勝てなければいけないだろうと、そういうふうなところがあるのではないかなと。そういうふうな形でのまず視点が1つあると思います。企業誘致は、非常に厳しいものがありますけれども、我々も日々努力を重ねているということでご理解をいただきたいと

思います。

さらに、この雇用の問題、企業誘致というふうなこともありますけれども、雇用の問題では、私どもがこれまで取り組んできております例えば1次産業、この部分での収入を増加させるというふうなことで、1次産業に魅力を持ってもらう、そして後継者が、中央の方々も戻ってきていただく、そして今住んでいる子供たちが親御さんたちのその1次産業の取り組む姿勢、そしてまた収入がふえてきている、そういうふうなところであって、初めて後継者としてここに住んで1次産業の担い手として育っていくというふうなさまざまな方面での取り組み、これが必要なのではないかと、このように思います。海外でどんどん、どんどん進出しております。そしてまた、ここには大きな企業もありますけれども、企業に対してのメリット性、これはなかなかできないところがありますけれども、誠意を持ってできる限りの支援をしていくというふうなことによって魅力を感じていただくような地域にしていくという政策的なことも考えていかなければいけないものと、このように思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） まず企業誘致は一朝一夕にいかないのは私も重々承知しております。

まず今ある企業からもう一つ踏み込んでいただく。例えば機械的な関係の企業があったら、横にそれに関連した企業といいますか、もう一つ仕事ができないかというそういう広がりも必要かと思っております。いろいろご努力は感じておりますが、今一層、より一層努力をしていただいて、トップセールスをしていただいて、雇用の場を広げていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山本留義） 佐賀議員、その前に、今教育部長のほうから、先ほどの答弁で間違いがあった

ということで、再答弁したいという申し出がありますので。

教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 先ほどの佐賀議員に対する給食費に関する低所得者対策の部分で、私は市民税、所得税の非課税世帯と申し上げましたけれども、正確には市民税所得割非課税世帯というふうになりますので、所得割に訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。おわびを申し上げたいと存じます。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎石田勝弘議員

○議長（山本留義） 次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 市誠クラブの石田勝弘であります。むつ市議会第216回定例会に当たり、さきに通告したとおり一般質問を行います。質問は、生活保護の諸問題と道の駅整備基本構想の2項目であります。

まず1項目めの生活保護の諸問題についてであります。生活保護など福祉制度は、日本国憲法第25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との規定により、基本的人権として保障される生存権に基づくものであり、福祉制度によって給付される金銭は、貧

しい人への恩恵ではなく、全ての人が自立して人間らしい生活を営むための社会的再配分とされており、

現在生活保護を受給している人は、昨年3月に全国で210万人を超え、過去最多を更新いたしました。受給者の増加に伴い不正受給の件数もふえていて、国では罰則の強化を検討するなど制度の見直しが進められております。

現在生活保護を受給できるレベルの人、つまり生活保護の予備群は1,000万人とも2,000万人とも言われております。一生懸命働いても生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアが激増しているためです。今働いている5人に1人がワーキングプアと言われております。

生活保護の対象となる人のうち、実際に利用している人の割合を示す捕捉率で見れば、日本は20%程度であり、これは本来生活保障を受けられるのに、受けていない人が8割に上るということの意味しております。捕捉率が91.6%のイギリス、82%のスウェーデン、64.6%のドイツに比べてもかなり低く、こうした利用率の低さが孤立死などが起こる背景にあると指摘されております。

では、一体どのような人が生活保護を受けているかということ、働けるのに働かず生活保護を受けている人がふえていると考えている人が多いようでございますが、実際の受給者の大多数は、高齢者世帯42.9%、傷病、障害者世帯33.1%、母子世帯7.7%であり、働くのが困難な人たちが主でございます。それ以外のその他の世帯には、失業者も含まれておりますが、このうち3分の1は就労しているのに最低限度の生活水準に満たない収入しかない人たちであります。

現行の生活保護の利用者は確かにふえておりますが、人口そのものもまた昔に比べふえていることも忘れてはならないと思います。単純に利用人数に注目するのではなく、どの程度に利用されて

いるかという利用率に着目する必要があります。日本の利用率は、国民全体の2%以下であり、9%を超えるドイツやイギリス、6%に近いフランスなど、先進諸外国と比較しても断トツに低い数値であります。これでは、生活保護制度は社会保障として機能していないとも言えます。

こうした背景から、近年生活保護の見直しを取りざたされております。とはいえ、生活保護の財源を見直したところで、生活保護の占める社会保障費全体の割合は1割程度にすぎません。ほかの年金や医療などに比べると金額は少なく、仮に削られたとしても全体に対しての影響は少ないものと考えられます。

生活保護は、国民の健康で文化的な最低限の生活を保護するための最後のセーフティーネットであるはずであります。その網からもこぼれ落ちてしまう人がいるというのに、それを切り詰めることにどれだけ国としてのメリットがあるのか理解に苦しむものであります。

以上の観点から、次の4点についてお伺いいたします。

1点目、むつ市の生活保護の実態について。その1、現在生活保護を受給している人はどれくらいか。その2、県内の他市町村と比較してむつ市の受給者数や人口比はどうか。その3、むつ市で生活保護を受給するための資格はどうか。その4、生活保護を受給したい市民が窓口を訪れた際、いろいろな理屈をつけてできるだけ受給を諦めさせるような窓際作戦が行われていないか。

2点目、生活保護基準の引き下げについて。国では、今年度から3年間かけて食費など日常生活にかかる費用、生活扶助の基本額を減額しようとしておりますが、基準の引き下げは生活保護だけでなく、最低賃金、老齢基礎年金、医療費の減免制度など多くの分野に影響を与えられます

ので、基準の引き下げは行われたいのが望ましいと思うところでございますが、市長のご見解をお伺いいたします。

3点目、生活保護の不正受給について。その1、むつ市での不正受給の実態はどうか。その2、不正受給者は受給者全体として何割ぐらいか。その3、不正受給を防ぐために市が行っている施策があれば、それはどのようなものか。

4点目、兵庫県小野市が施行した市福祉給付制度適正化条例についてでございます。生活保護等の不正受給を防ぐために、本年4月1日に小野市が施行したもので、市民がパチンコなどを行っている生活保護受給者を見つけたら、速やかに市にその情報を提供するように求めているなど、憲法第13条で保障された個人の尊厳、生命、自由及び幸福追求の権利を侵害するおそれのある条例であります。この条例に対する市長の感想をお伺いいたします。

次は、質問の2項目目、道の駅整備基本構想についてであります。この件につきましては、本年3月のむつ市議会第215回定例会でも取り上げましたが、その際のご答弁の内容に不明な点もございましたので、今回再度質問させていただくものであります。

1点目、道の駅の内容について。その1、道の駅では、当地で生産される多彩な農林水産物の販売による1次産業の振興や当地の魅力ある物産のPR、さらには観光情報の提供や案内などのほか、道の駅そのものが観光資源となるような施設として整備したいとしておりますが、その観光資源とはどんなイメージなのかお尋ねいたします。

その2、柳町女館地区には、いわゆる大型マーケットがないことから、地区住民に生活物資も提供できるスーパーマーケットの機能もあわせ持つ施設にできないかどうかお伺いします。

その3、下北で生産される農林水産物の展示販

売に関しては、全ての生産者や販売者を平等に取り扱う必要があると思いますが、お考えをお聞かせしていただきたいと思っております。

その4、道の駅の規模、機能、費用、開業時期とその他類似施設と観光案内などの機能が重複する部分や、運営主体、民間事業者等からの意見の聴取という部分については基本構想策定作業と並行して十分な検討を加えなければならないとお答えしておりますが、具体的には基本構想を策定する委託業者にいつごろ、どのような指示を行うのかお尋ねいたします。

2点目の道の駅には防災機能を持たせないほうがよいのではないかと、3点目の防災機能を持つ施設の建設は海拔の高いところを選ぶべきではないかは、関連がありますので、まとめて質問いたします。

むつ市議会第215回定例会では、この道の駅の機能の一部として、大災害に際しての住民の避難場所や救援物資等の集配拠点など防災機能を備えるとしておりますが、この道の駅の建設予定地であります国道279号と国道338号が交わる地点の海拔は3メートルであり、すぐ近くに田名部川があることから、想定外の津波などの大災害には防災拠点にはふさわしくないところと思われま。防災機能を持つ施設は、別な海拔の高い地区に建設すべきと思うものであります。市長のご見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたしますが、市長及び理事者には明快かつ前向きなご答弁をお願いするものでございます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 石田議員のご質問にお答えいたします。

生活保護の諸問題についての1点目、むつ市の生活保護の実態について及び3点目、不正受給に

については担当部長から答弁をいたします。

次に、ご質問の2点目、国の生活保護基準の引き下げ政策についてでございます。本年8月より新たな生活保護基準が適用されることになっておりますが、これにより他分野、他制度に影響が生じるのではないかとのご質問であります。

まず、生活保護基準の改正についてご説明いたします。平成25年5月16日付厚生労働省社会・援護局長より具体的な改正の要旨が示されておまして、生活扶助基準につきましては、1点目、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差による影響を調整する、2点目、平成20年以降の物価の動向を勘案する、3点目、激変緩和措置として、現行の基準から改定幅は10%が限度となるよう調整するとしており、平成25年度から3年間かけて段階的に実施されることが示されております。

このたびの生活保護基準は、生活扶助の第1類の年齢区分及び第2類の世帯人員区分等のそれぞれで消費実態調査との増減調整をする総体的な見直しがなされており、当市におきましては、基本となる生活扶助費で一部の年齢層の食費が1カ月当たり数百円下がるほかは他の年齢層で逆に上がるなど、試算によると引き下げではなく、むしろ扶助費総額が増額となる見込みとなっております。

次に、生活保護基準の改定による他分野、他制度への影響でございますが、このことにつきましては、平成25年5月16日付厚生労働事務次官より、他制度への影響についてはそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とする旨の通知がございました。また、地方自治体で独自に実施している事業においても影響を受ける可能性のある制度については、国の取り組み、趣旨を理解したうえで判断することとなり

ますので、当市においてもこの趣旨に沿ってできる限り影響を及ぼさないように取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、兵庫県小野市が施行した市福祉給付制度適正化条例についてにお答えいたします。まず議員ご指摘のとおり、生活保護法は憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。同じく同法では、憲法第25条の理念に基づき、保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないと規定し、まさに国民の権利として、また国が国民の生存権を守るための法律となっております。これらの規定により、生活保護法が国の最後のセーフティーネットとして位置づけられているゆえんになっているものと認識しております。

また、憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とうたっており、基本的人権の尊重を理念とする根拠条文の一つとなっております。

兵庫県小野市が施行した市福祉給付制度適正化条例は、市の顧問弁護士に相談し、厚生労働省にも聞いて問題ないことを確認しているとのことであります。しかし、一方では日本弁護士連合会会長は、福祉制度により現金給付を受けている者の私生活をその周辺の人々が監視し、市などに密告し、市の職員が生活指導するという仕組みは、生活保護法はおろか、あらゆる福祉制度が予定ないし許容していないプライバシーの侵害であり、憲法第13条に違反するおそれがあると声明を出して

おります。このように憲法の適用解釈に違いがある中で、あえて小野市が可決したこの条例については、市長自ら、「監視ではなく、市内各地に残っている小さなコミュニティーを大切にし、地域のきずなを深める見守り社会を目指している。大切なことは、無関心から関心へと市民の意識改革を促すことです」とコメントしております。私は、小野市の市長が行政経営の柱として位置づけた取り組みそのものには同じ地方自治体の長として共感を持つものでありますが、あえて条例で規定しなくても現行の生活保護法に規定される趣旨の妥妥した取り組みを適正に行うことで足りるものと考えております。

当市においては、不正受給が発生しないよう生活保護受給者に対する指導を重ねるとともに、万一発生した場合には、生活保護法を適正に運営していくことで対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道の駅整備基本構想についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の1点目、道の駅の内容についてであります。この件につきましては、さきのむつ市議会第215回定例会におきまして、議員からのご質問があったところでありますが、その際の答弁と一部重複する部分がありますことをご了承いただきたいと存じます。

まず1点目の道の駅そのものが観光資源とはどんなイメージかとお尋ねですが、施設のデザインや快適性、さらには当地で生産される多彩な農林水産物などの販売や当地の魅力ある物産のPR、観光情報の提供等々を通じて、道の駅が一度は訪れてみたい、また来たいと思ってもらえるような施設として、むつならではと言われるような道の駅建設に知恵を絞ってまいりたいと考えております。

2点目の近隣住民の利便性を考慮し、スーパーマーケット機能もあわせ持つ施設にできないかと

のお尋ねであります。道の駅では一般的に地元の新鮮な野菜や鮮魚のほか、地元食材を使った加工品や銘菓などが主に販売されておりますが、販売品目につきましては、石田議員から一つのご提言として、施設の規模等を勘案しながら、今後の検討課題として捉えてまいりたいと考えております。

3点目の販売方法についてのお尋ねですが、市役所内にありますJA産直プラザでは、むつ市民だけに限らず、産直友の会の会員となることによって自らの生産物を販売できる方式としており、それらを参考としながら、平等な取り扱いとなるような農林水産物の展示販売に係る仕組みづくりに意を用いたいと考えております。

4点目の委託業者へ具体的にどのような指示を行うのかとお尋ねですが、今後関係部署において道の駅の基本方針となるコンセプトや施設の面積、ゾーニング、管理方法などの検討に着手することとしておりますが、庁内における議論等を踏まえた結果をきちんと反映させるよう、委託業者とのコミュニケーションを十分図りながら基本構想を取りまとめまいりたいと考えております。

また、市内の施設で機能が重複する部分や運営主体、民間事業者等からの意見の聴取といった部分についても、基本計画策定に向け十分に関係者と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、道の駅には防災機能を持たせないほうがよいのではないかについてであります。平成16年10月に発生した新潟県中越地震において、道の駅が防災拠点として初めて活用されて以来、道の駅の新たな機能として防災機能が注目されてきたところでありますが、東日本大震災においても、被害を免れた道の駅では災害応援の活動拠点や一時避難場所として、また広い駐車スペースを生か

した自衛隊などの活動拠点や、食料、水、トイレ等を提供する防災拠点として災害復旧の大きな力となったことは議員もご承知のことと存じます。

多くの道の駅は、幹線道路に面した公共の施設であり、駐車場やトイレが整備され、広いオープンスペースを有し、食料品や飲料等のストックがあることなど、災害応急対応にとってすぐれた面を持ち合わせている施設であります。今回整備を予定している道の駅における防災機能については、災害時の救援隊等の集結場所や救援物資の供給ターミナル、広域避難における中継基地等を想定しておりますが、下北半島縦貫道路のむつ南バイパスと国道279号及び国道338号の結節地点という立地条件からも、地域住民はもとより、車での旅行者やビジネス客にとってもこのような場所に防災機能を有した公共の施設を整備することは、地震のみならず豪雪災害等にも対応が可能なことから、意義のあることと考えております。

次に、防災機能を持つ施設の建設は海拔の高い場所を選ぶべきではないかとお尋ねであります。議員のご懸念も理解できるものでありますが、さきのむつ市議会第215回定例会においてもお答えしておりますように、建設予定地周辺の海拔は約3メートルであり、ことし1月に県が公表した津波浸水予測の浸水区域には含まれていないことから、陸奥湾から田名部川を遡上する可能性のある津波に対しても影響はないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 生活保護の諸問題についての市長答弁に補足説明させていただきます。

まずご質問の1点目、むつ市の生活保護の実態についてでございますが、平成24年度末での当市の生活保護の受給者数は1,767人、世帯数は1,278世帯となっております。このうち高齢者世

帯が616世帯と多く、構成比で48.2%とおおよそ半分を占めております。障害者世帯は131世帯で10.2%、傷病者世帯は301世帯で23.6%、母子世帯は79世帯で6.2%、その他の世帯は151世帯で11.8%となっております。

次に、平成24年度末時点での当市の保護率は29.48パーミル、パーミルというのは千分率であります。県内10市で青森市に続いて2番目に高い保護率となっております。県内の同規模市として五所川原市は28.34パーミル、十和田市は15.79パーミルとなっております。また、むつ下北管内の保護率は、大間町39.53パーミル、東通村16.38パーミル、風間浦村23.47パーミル、佐井村33.01パーミルで、大間町は県内40市町村中、一番高い保護率となっております。

次に、生活保護の資格ということでございますが、法に定める基準額に満たない収入しかない場合は該当するものでございますので、例として高齢者世帯と50歳代の傷病者世帯の基準額についてお示しいたします。

初めに、基準額の区分についてご説明いたしますが、基準額は1級地の1から3級地の2までの6区分に分けられており、1級地は東京都や神奈川県などの大都市となっております。本県の青森市は2級地ですが、当市は3級地の1の区分、下北管内の町村は3級地の2の区分となっております。

当市の3級地の1の区分によります基準額であります。70歳以上の夫婦2人世帯の場合は月額9万2,460円となります。また、50歳代の傷病者世帯の夫婦2人の世帯の場合の基準額は10万2,040円ですが、ともに持ち家の場合の基準額であり、また介護費用や医療費は個人で異なりますので、含んではおりません。なお、借家住まいであれば基準内での住宅扶助や、それから障害がある方には障害者加算がございます。また、

世帯に年金など収入がある場合には収入認定いたしますので、全てが一様な扶助額とはなっておりません。

次に、窓口で生活保護受給を諦めさせるような窓際作戦は行われていないかというご質問についてでございますが、生活保護の相談に見える方々にはさまざまなご実情がございます。当市では経験豊かで他法他施策にも精通している面接相談員を2名配置し、多岐にわたる相談に対応しております。個々の相談の中では、年金や手当、高額療養費制度など他法他施策を利活用することにより生活保護には至らない場合もございます。このように個別に異なる相談者の状況をお聞きしたうえで適切な対応をしており、申請を拒むような対応はとっておりません。

次に、ご質問の3点目、不正受給についてであります。生活保護法第78条では、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と規定しております。したがって、不正受給であるか否かの判断及び措置は、福祉事務所としてのケース診断会議を開催し、具体的に生活保護法第78条の適用が妥当であると判断いたしますと費用徴収、いわゆる返還を命ずることとなります。平成24年度における生活保護法第78条の適用件数につきましては、稼働収入の未申告が14件、年金収入の未申告が11件、その他8件の計33件33世帯となっており、全体の2.5%となっております。

また、生活保護に関する相談の段階から被保護者の権利と義務等について制度の説明をしておきまして、生活保護開始時には資産、収入、生計の状況、世帯の構成等について正確に申告するとともに、変動があった場合は速やかに届け出るよう周知を図り、不正受給防止に努めておりますので、

ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） ある程度詳しい答弁いただきましたので、大体理解するところでございますが、生活保護の不正受給についてももう少しお伺いしたいのですが、例えばこの中で、4番になりますが、小野市が本年4月1日に施行した条例みたいなものに絡んで不正受給というような実態はむつ市にございますかどうか、ありましたらお知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 生活保護法の中には、被保護者についてはその生活の維持のため、また第1条に定められておりますように、これからの生活を立てていくために、その与えられた扶助費を適正な形で使わなければいけないというふうな規定がございます。それに基づいて、当方といたしましても、例えばパチンコなどの遊興費に使っておる場合、市民から通報があることもあったとお聞きしております。その場合は、きちんと本人のほうに厳格に指導しておりますし、その状態が長く続くようであれば、それは厳正に処分をしているということでございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 中にはそういう方もございますでしょうけれども、その生活保護で受給した金銭を全てそれに使っているかということ、そうではないと思うのです、生活しているわけですから。

それで、先ほど市長がおっしゃいました4番の兵庫県小野市の条例についてでございますが、確かに日本弁護士連合会の山岸会長が4月26日に反対の声明を出したわけですが、先ほど一部市長が触れましたが、その中には最後のまとめとしてこういうのがございます。「個人の尊厳を基本的な価値原理とする現行憲法の下では、福祉給付金の浪費防止策は、給付自治体のためではなく、受給者

本人のためとして行わなければならない。そうだとすれば、浪費対策は、社会福祉主事による生活指導や、ギャンブルや買い物などの依存症等については依存症専門医による治療こそが重視され、実行されるべきである。そこで一市民としての関与があり得るとすれば、受給者本人との直接対話により本人の相談に乗ったり、生活指導や治療を薦めることであって、行政機関に密告することではない。それこそが個人の尊厳に立脚した、「人間らしい助け合いの社会である」という声明を出しているわけでございます。したがって、今みたいにいろいろ受給者が、例えば飲食店に行って何か食べたり飲んだり、あるいはパチンコで憂さを晴らすと、そういうこともないわけではないと思いますが、いつも衆人の環視のもとでそういう生活が行われているとすれば、全く暗黒社会と同じようなムードになると思うのですが、その辺のご所見、市長はどう思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上で申し上げましたように小野市の取り組み方、小野市の市長が行政経営の柱として位置づけたその取り組みそのものについては、私も共感はしているところであります。しかしながら、今石田議員お話しのように、衆人環視のもとでと、さまざまな形の中で制限をされた生活というふうなことは、先ほども壇上でもお話をしましたように、憲法第13条でしたでしょうか、憲法判断も出てくると思いますけれども、その部分には私はかなりさわる部分があるのではないかと、このように思いますし、むつ市ではあえてこのような条例を規定しなくても、現行の生活保護法で規定される趣旨にのっとった取り組みを適正に行うことでそういうふうなことが解消されていくのではないかと、このように思っております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） どうもありがとうございます。

次は、道の駅の内容についてでございます。道の駅の施設としてどんなイメージかという質問に対して、一度はむつ市の道の駅を訪れてみたい、来た人は、また来てみたいというような施設にしたいということでもありますので、非常に抽象的な言い方で、具体的にはまるきりわかりません。でも今そんな話ししていても押し問答になるだけです。ぜひ立派なものを考えていただきたいと思えます。

そして、次にその道の駅に地域住民が生活物資を提供できるという機能、スーパーマーケットの機能を持たせられないかということについては、これから検討していただくということで、ぜひひとつご検討をお願いいたします。

次に、確かに道の駅には防災機能を持たせないほうがいいのではないかと質問に対して、前回のご答弁も今回も同じでございますが、災害になったときにいろいろ物を集めたりという場所に、あるいは救急隊の集合場所とか豪雪対策にも有効、確かに有効だと思います。ただ、1月に県が公表したのというのは、ここにありますが、これですね、防災政策課からもらいましたが、この想定は平館断層、津軽半島の地下にありますね、その断層が震源地で行ったマグニチュード6.8というのでつくってある。確かにこれでは大丈夫なのです。ところが、福島第一原子力発電所でもそうですけれども、常に想定外、いつも何かすると想定外という言葉で逃げるのです。想定外ではまずいのです。例えば、想定ではなく8.0の規模だったらどうなの、そういうことが起こり得ないのか、何の根拠があって起こらないのか、例えば8.0の場合は津波はどんなふうになるのか。それを検討しておられたらお答えしていただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 想定外の津波というようにございませけれども、この1月に県のほうで公表いたしました津波浸水予測図につきましては、まず最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域、浸水深をあらわしたものであるというようなことで、ある程度の平館断層の影響による津波というものに対して、さらに悪条件のもとというようなものも付してこの浸水津波予測図が作成されているものと理解しております。

また、この浸水津波予測図のほうでは、新田名部川に近いところで松原町の沖合100から500メートルのあたりでは、最大の津波が第2波の98分後に約0.9メートルというようなことでありますけれども、新田名部川には河口近くに防潮堰と申しますか、そういう部分もございませるので、その部分でのある程度の防御もなされるものかと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） これは、あくまでも6.8という想定のもとで作成したやつでございませ。ですから、それ以上のが来ないとも限らない。転ばぬ先のつえと申しますか、老婆心と申しますか、その辺で心配しているわけでございませ。

津波はそうだと申しても、今から45年前、昭和43年5月16日に発生した十勝沖地震で、むつ市も大きな災害に見舞われました。このときは、私が大学4年生で盛岡市におりましたので、市長もたしか青森高等学校の1年生で青森市におられましたので、実際はここで体感していないわけでございませ。そのときにJR大畑線は寸断され、列車が脱線転覆して、早掛沼が決壊して大量の沼の水が水田に流れ、まるで津波のように流れて農作業をしていた人が亡くなったと記憶しているところで

ございませ。このときのむつ市の震度は5であります。その被害の現場が、まさに今道の駅を建設している付近であったと思ひませ。このようなことがまた起こらないと誰が言えるのでしょうか。たった45年前の話です。そういうことを考えても、確かに地震でなくて雪の被害とかそういうことだったら先ほどの市長のご答弁で満足するのですが、こういうことも考えると、どうしてもここは適しているとは思えないのですが、もう一度市長のご見解を願ひませ。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 早掛沼の堤防の決壊というふうなことで、かつて45年前、5月16日、十勝沖地震の際に決壊をして、お二人だったでしょうか、お亡くなりになったというふうな記事もございませ。その記事を見た記憶もございませ。また、今資料も取り寄せておりますけれども、この場所がちょうど大畑線がトンネルに入っていくあたり、早掛のほうに、沼を越えて大利のほうに入っていく、あのあたりが決壊をしておりまして、決壊をした事実がありまして、そして大畑線を横断しております。大畑線を横断しておりますけれども、田名部川のほうで、ある程度の部分で押さえられたような、全ての状況からではないのですけれども、そういうふうな判断を今のところ私はしております。そしてまた、女館川というのもございませけれども、この部分は河川の断面、これも十分でありまして、そのことで確保されておりますし、春先融雪時、その段階でも多少増水、増量が見られますけれども、この部分では大丈夫ですし、この部分から若干西側のほうにずれております。それは、老婆心というふうなお話がございませたから、大変とご心配をいただいている部分はわかりますけれども、さまざまな災害を想定して、もう全ての災害に通用するというふうな、対応できる施設というふうなのは、なかなかこれは完全、完

壁なもの、想定外も想定したものということはないかな無理な部分があるかと思います。その部分では、やはり防災拠点という、防災施設として、そこに1カ所に集約するわけではございません。当然この市役所にもありますし、市役所の駐車場の奥のほうには防災倉庫もあります。各分庁舎にも配置しております。そしてまた、避難場所も各地に分散をして、そこには備蓄等も備えているというふうな形、各学校にもそういうふうな形で備えておりますので、リスクを分散するという、そういう意味での役割ということで、総体的な形での防災体制、それを整えるということでご理解をいただけるものではないかと、こういうふうに思います。

先ほど石田議員、防災上有効なものであるというふうなご理解をいただいておりますので、その部分においては、例えば早掛沼の決壊が、また同じような形で起きたら、この部分はちょっと使うことができなくなる可能性もありますけれども、そのときにはまた次のその部分での防災施設、そういうふうなところに順繰りに撤退をするなり攻めていくなり、そういうふうな配置が必要なのではないかと。あくまでもこの部分での道の駅は、当然防災機能も持つというふうなことでございます。そして、それはロジスティクスとして兵たん基地にもなり得るし、そしてドライバーの皆さん方が、この決壊は別にして、先ごろの暴風雪、そういうふうな場合にもかなり有効な、去年の経験上からも有効な場面が出てくるものと、このように期待をしているところであります。これらもひっくるめて、これから基本構想の中でしっかりと練り上げて、またたびあるごとに、機会あるごとに議会のほうにはご報告、またお話をさせていただきたい、このように思います。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 以上で私の質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。本日最後の登壇者となります。むつ市議会第216回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者におかれましては、簡潔明瞭、具体的なお答をよろしくお願いいたします。

質問の1は防災行政、地域防災対策についてお伺いいたします。東日本大震災より2年3カ月が経過しました。私たちは、震災から多くのことを学びました。その一つが防災対策の強化を図らなければならないということです。テレビ、新聞、マスコミ報道では、南海トラフ巨大地震における被害想定が発表され、これまでの想定に比べ数倍大きな被害予想となっています。

防災や減災についての取り組みが重要と考えます。そのことを踏まえ、緊急災害時や不測の事態に対応するためのBCP、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合、損害を最小限度にとどめ、事業の継続などを可能にするための計画のことで、阪神・淡路大震災以来、民間企業を中心にBCPの導入が始まり、一部の自治体で策定準備が進められたことを契機に、平成22年4月に内閣府は「地震発生時における地方公共団体の業務継続

の手引きとその解説」を公表しています。東日本大震災により被害を受けた企業の中には、BCPを策定していたことで早期復旧を果たした事例があります。地方自治体は、市民の生命、生活、財産を守り保護する義務があります。自治体におけるBCPは、地震などで自治体庁舎や職員が被災し、不測の事態が発生しても自治体機能が麻痺することなく重要な業務を継続できるように事前に計画しておく必要があります。行政にとって緊急災害時の対応にBCP策定は必須です。現状の認識について伺いをいたします。

また、大企業に比べ中小企業ではノウハウがないなどの理由でBCP策定に対し意識に大きな開きがあり、地元企業の策定支援の実施が急務と考えます。地元企業への策定支援について、2点目伺いをいたします。

次に、避難所の運営研修について伺いをいたします。三陸地方の言い伝えに「津波てんでんこ」、てんでんばらばらに自己責任で必死に逃げろという意味だそうです。この教えが東日本大震災でクローズアップされ、災害時の避難のあり方について議論を呼んでいます。自主防災組織活動のカバ率100%対策となるよう地域の状況にふさわしい備えを進めていかなければならないと痛感します。自ら考える個別避難プランづくりという視点で伺います。

避難所の開設、運営訓練が必要であり重要であると感じています。静岡県が開発した避難所運営訓練をゲームとして行うもので、10人前後が一つのグループとなり、避難所を運営する役員となって、最初の段階で殺到する出来事にどう対処するのか、避難所となっている学校の体育館や校庭の見取り図を使い、250余りのさまざまな設問に対し即答えを出していくというもので、「ぐあいの悪い妊婦さんが避難してきました、どうしますか」、「12歳の熱のある子供と80歳の介護が必要

なおばあちゃんが来ました、どうしますか」、「避難所のどこにいてもらいますか」など45分間の机上訓練には答えはなく、避難所を開設、運営するときどのような視点を持たなければならないかを実感することができる生きた訓練と言えるものです。HUGというカード形式の避難所運営ゲームであり、H（避難所）、U（運営）、G（ゲーム）の頭文字をとったもので、英語で抱きしめるという意味で、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名づけられました。全国の自治体では、現場の避難訓練として活用されています。防災知識の普及啓発で日ごろの備えを万全にしていくことが大切です。住んでいる人から住んでいる人へ直接顔を合わせて伝えていくのが一番効果的と言われていています。地域に即した避難所の運営研修について伺いをいたします。

質問の2は福祉行政、子育て支援について伺いをいたします。社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、昨年通常国会において子育て環境の充実を図る子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律は、保育所、保育園、認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としています。公明党は、少子社会トータルプランを平成18年4月に発表し、総合的な子育て施策を提言、児童手当や出産育児一時金などの経済的支援を拡充させる一方、雇用環境の改善を図るなど、仕事と子育てを力強く後押ししてまいりました。子ども・子育て関連3法、この新制度が本格的に動き出すのは、早ければ平成27年度ですが、消費税率8%に引き上げとなる平成26年度から本格施行までの1年間、保育需要の増大などに対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業などが行われます。本市としても国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう万全の準備をしていくべきと考えます。新制度の主な内容について、子

育て支援策に当該制度をどのように生かし、どのような効果を想定しているのかお伺いいたします。

次に、地方版子ども・子育て会議の設置については、国において本年4月に子ども・子育て会議が設置され、有識者、地方公共団体、事業主代表、子育て当事者、子育て支援当事者などで会議メンバーが構成されています。子育て支援の政策決定過程から子育て過程のニーズ、要望がしっかり反映できるような仕組みとなっています。子ども・子育て支援法第77条に、市町村は地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しています。子育て家庭のニーズを把握し、施策を行う仕組みづくりは地方においても極めて重要と考えます。子育て家庭のニーズがなかなか施策に反映されないということも指摘されています。ご所見をお伺いいたします。

次に、障害者施策の充実についてお伺いいたします。障害者総合支援法が本年4月1日から施行となりました。2006年12月、国連総会で障害者権利条約が採択され、2010年1月、今後の障害福祉施策を障害がある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束した基本合意文書が国と原告の間で結ばれました。2011年8月、障害者制度改革推進会議の総合福祉部会で、これまでの障害者自立支援法を改め新たな法律が制定され、骨格提言をされました。

6つのポイントといたしまして、1、障害のない市民との平等と公平、2、谷間や空白の解消、3、格差の是正、4、放置できない社会問題の解決、5、本人のニーズに合った支援サービス、6、安定した予算の確保、これに対して厚生労働省がまとめたものは、障害者自立支援法を一部改正する形での身体障害者総合支援法でした。3年後の見直しという検討規定もあり、今後の課題となっ

ています。身体障害者手帳を所持されている方の障害別実態をお尋ねいたします。

次に、オストメイトについてお伺いいたします。消化器系や膀胱などの疾患が原因で腹部に人工の排尿、排便の排泄口ストーマをつくった方をオストメイトと呼びます。膀胱あるいは肛門を切除し、永久ストーマを増設すると、ストーマ装具の洗浄、あるいは社会復帰した際の環境の違いなど、日常生活にはさまざまな制約が生じ、社会参加や人間関係への気遣いなどに悩み、苦勞が絶えないと伺いました。オストメイトの方々の日常あるいは緊急時のQOL確保の観点からお聞きをいたします。

本市における、膀胱、直腸機能障害の障害手帳所持者数についてお示しください。国立がん研究センターの発表では、1年間に約10万人が人工肛門増設の主因である直腸がん、結腸がんなどの大腸がんと診断され、死者数は約4万人を超えています。罹患率は、男性、女性ともに発生部位別で第2位、死亡率では男性は第3位に対し女性は第1位となっています。一方で、大腸がんの5年生存率が40年前は30%台でしたが、現在は75%近くまで向上しており、社会復帰後の環境整備は大変重要です。本市における大腸がん患者数に占める割合を男女別にお知らせください。

次に、ストーマ装着時に保護や汚れ防止などのために使用する各種用品で、厚生労働省から給付が認められている13品目のストーマ用品のうち、本市の給付は何品目となっているのかお知らせください。

次に、ヘルプカード導入についてお伺いいたします。ヘルプカードには、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されています。障害のある方が災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。東日本大震災以降、各市町村においてヘルプカー

ド、SOSカード、防災手帳など地域の実情に応じたさまざまなカードや手帳が作成されています。特に災害時には、情報の混乱が命に直結します。聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など一見障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に大変有効です。緊急時に役に立った事例も報告されています。ヘルプカード導入についてご所見をお伺いいたします。

最後に、認知症予防の聴力検査導入についてお伺いいたします。超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加しています。高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が重要です。それを妨げるのが認知症です。

厚生労働省の調査では、65歳以上のうち、聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と4人に1人は難聴を自覚しています。加齢性難聴の発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上で80%と名古屋市田崎クリニック耳鼻咽喉科専門医田崎洋氏は言われます。この加齢による難聴は、老人性難聴と呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴で、連続した音が途切れて聞こえるため、ちょっとおかしい、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで、早期発見を逃がし治療を困難にしています。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内で孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりや鬱、認知症へと進展させないために早期の聴力検査導入につきましてお伺いいたします。

以上、2項目について、壇上より質問させていただきました。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災行政についての1点目、地域防災対策についてであります。近年は、従来の台風や局地的集中豪雨、土砂災害等に加え、大地震、大津波、さらに暴風雪災害といったこれまで経験したことのない災害が数多く発生しております。市としては、これらの災害が発生し、万が一市の庁舎等が被災し、人員、情報、ライフライン等が著しく制約された状況下においても、地域防災計画や初動対応マニュアル等に基づいた応急対策業務を実施するとともに、市民生活を維持するための業務を継続して実施する必要があります。そのような業務を円滑に実施するための計画がBCP、いわゆる業務継続計画であり、市では現在この業務継続計画の策定に取りかかっているところであります。

主な内容といたしましては、災害等が発生し、業務を実施できない期間が生ずることによる社会的影響を考慮し、災害時優先業務を選定したうえで、その優先業務を発災から3日程度の発生直後、発災から1週間程度の応急時、発災から一、二カ月程度の復旧時に細分化し、各部署ごとの優先業務の取りまとめや優先業務の継続に必要な人員、執務環境及び通信手段の確保についての対応策等となっております。また、業務継続計画は、地域防災計画等の実効性を確保する側面もあるなど大きな役割を担っており、策定当初から完全な計画を構築するのは非常に困難であると考えられますことから、策定後においても防災訓練等の実施による検証、職員に対する普及啓発等を通じて継続的に改善を図っていかねばならないと考えております。

地元企業への策定支援につきましては、国において平成17年度に事業継続ガイドラインを策定し、民間企業の計画策定の支援に取り組んでいるところではありますが、当市においてはこのガイドラインについて十分な情報を得ていないことか

ら、今後県とも協議をしながら、計画策定に係る支援方策等について研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の避難所の運営研修についてであります。この避難所運営ゲームは、自主防災組織や市民の方々がある避難所の運営担当者となったと仮定して、付与された災害想定のもと、建物やグラウンド等を有効利用しながら、さまざまな事情を抱える避難者への適切な対応等を机上で模擬体験するものであります。大規模災害時においては、道路が寸断されたり多くの箇所では交通規制がしかれることが予想され、市職員や消防隊員が被災地や避難所へたどり着くことができない事態が想定されます。そのような状況下においては、地域住民や自主防災組織の方々には初動対応、避難所の運営等を行っていただくこともあろうと思っておりますが、ふなねな作業となるであろう災害対応は困難をきわめるものと考えられますことから、地域住民による円滑な避難所運営のみならず、自助、共助の意識の浸透を図るという意味においても、この避難所運営ゲームは大いに研究していく必要があると思うものであります。市といたしましては、町内会等を単位とした自主防災組織の設立を今後においても推進していくとともに、避難所運営ゲームの実効性等を調査研究しながら、地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、福祉行政についての1点目、子育て支援についてお答えいたします。昨年8月に成立した子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法により社会保障と税の一体改革による消費税の増収分を財源に、子供を産み、育てやすい社会を目指すことを目的につくられました。主な内容は、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、いわゆる認定こども園制度の改善と待機児童対策を強力に推進すること、子供が減少傾向にある地

域の保育の支援、そして家庭や地域の子育ての一層の充実を図ることです。

この制度の本格的なスタートは、平成27年4月を目指しておりますが、むつ市においても新制度へ円滑に移行するために現在必要な準備を進めております。今年度は、子ども・子育て新制度に基づく新たな事業計画の策定準備に向けて、仮称ではありますが、むつ市子ども・子育て会議を設置し、地域におけるさまざまなニーズや子育て家庭の実情を十分に把握できるよう子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施して、年内には調査結果を取りまとめ、具体的な検討を進めることとしております。

国は、現在保育所の待機児童対策の取り組みを最優先に進めております。幸い当市の認可保育所の入所においては、どうしても入りたいけれども、入れないという都市部に見られるような待機児童は存在しておりませんが、少子化により近くに保育の場がなくなったり、核家族化により産休明けで仕事に復帰する際に子供を預ける場所が少ないなど、この地域の課題が存在しております。

また、その他の子育て施策についても、多様化する子育てニーズにお応えできるよう必要に応じ、既存の制度の見直しを図るとともに、当市の各地域や家庭の実情を踏まえながら、行政の力だけでは困難な課題等についても子ども・子育て会議の中でご協議いただき、地域のための事業計画を策定するため、より具体的な検討を進めることとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、障害者施策の充実についてであります。身体障害者手帳所持者数とオストメイトの状況については、担当からお答えいたします。

続いて、ヘルプカード導入についてのお尋ねであります。東京都においては、既に実施されているようであり、青森県内においても、ことしの

5月31日付の新聞報道で、一般社団法人青森県手をつなぐ育成会独自で知的障害のある人と家族のための防災ハンドブックを作成し、ヘルプカードをつけて会員に配布したとする記事が掲載されておりました。ヘルプカードには、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されており、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に障害への理解や支援を求めるためのもので、現在区市町村において、SOSカードや防災手帳など地域の実情に応じたさまざまなカードや手帳などが作成されております。なお、東京都においても全ての区、市でヘルプカードが作成されているわけではなく、12の区、市と10の福祉団体においてのみ行われているようでありまして、都内で統一的に活用できるよう標準様式を策定するとともに、その取り組みを他の区、市町村に広げていくため作成ポイントや支援者にとって必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しているようであります。

このように先駆的な自治体においても、現在進行中の事案でありますことから、今後の取り組みについては青森県の動向、方針等を見定めながら、さらには知的障害者のみならず、他の障害の特性あるいは市民の理解を含めた地域の実情等を踏まえ、実効性のあるものとするため災害時要援護者支援制度とのリンクも視野に調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、認知症予防の聴力検査導入についてお答えいたします。まず、加齢による難聴は、老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴で、聞き違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。反面、低い音は比較的聞こえるため、年のせいかなと耳鼻科受診を延ばしがちで、早期発見を逃し、治療を困難にしているようです。

鎌田議員ご指摘のとおり、老人性難聴のためコミュニケーション不足となるのが認知症進展の一因と言われていることは承知いたしております。しかしながら、現在本市においては高齢者を対象とした聴力検査は実施しておりません。当然ながら、聞こえの程度は周りの人が先に気づくことも少なくありません。会話の様子やテレビの音量など、日常の中でも気軽にチェックできること、各種保健事業や介護予防事業、デイサービス事業等の介護保険サービスの中で周知していくとともに、地域の方々にも認知症についての理解を一層深め、高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 障害者施策の充実についての市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、身体障害者手帳を所持されている方は、平成25年3月31日現在で2,765名で、うち児童が48名となっております。障害別では、視覚障害者158名、うち児童が2名、聴覚障害者205名、うち児童が5名、音声言語に障害のある方は30名で児童はおりません。なお、肢体不自由、いわゆる四肢に障害のある方が一番多く1,458名、うち児童が26名、内部障害の方は914名、うち児童が15名という状況になっております。

次に、オストメイトについてのご質問であります。膀胱、直腸機能障害による身体障害者手帳所持者数につきましては、合計で102名おりまして、うち2名が児童であります。また、がん疾患を原因として障害者手帳の交付を受けている方は男性54名、女性35名の合計89名おりまして、そのうち直腸がんの方が一番多く、男性47名、女性35名で合計82名となっております。また、肺がんの方については男性のみで7名となっております、大腸が

んを原因としている方は現在おりません。

このような直腸等に障害をお持ちの方に関連して、ストーマ用品の当市の給付状況についてのお尋ねがありました。厚生労働省から給付が認められている13品目については、本市でも皮膚の保護、排せつ物の漏れ防止、皮膚への装具密着などのために使用する各用品等を含めまして、13品目全てを対象として給付しており、平成24年度における給付件数は延べ868件となっております。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。要望と再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

防災対策について、市長よりBCP策定中、取りかかっているとのことご答弁をいただきました。2011年3月11日、東日本大震災では、多くの企業が事業停止もしくは事業の縮小を余儀なくされました。そのことが被害を受けていない企業の方にも大きく影響を及ぼしました。一旦災害等が発生しますと、その影響は広範囲に及ぶと考えられます。災害で直接影響がなくても事業が中断したり、またその可能性は皆さん想定されることだと思えます。このようなことから、一度大きな被害を受けた企業にありましては、事業の再開もしくは再建、それはゼロからの立て直しのような状況で、コスト面、はかり知れないものがあると思えます。生活の基盤である仕事を失い、地域にも大きな打撃を与えます。中小企業庁が公表している策定指針を参考に、それぞれの地域に見合った内容を策定しなければ、その有効性は失われると思えますので、策定に関しましては、皆さんの主導で何かこの地域に合ったものと私は思っています。

例えばこの地域は、原子力発電所を有している地域であります。また、津波を警戒しなければならない沿岸も有している地域です。そして、土砂崩れということも想定される地域であり、その災

害の想定は地域ごとに、また企業の業種、業態により策定も内容も変わってきます。そういうことに細部にわたった目配り、気配りをさせていただいて、行政が地元企業を守る、地域経済を守る、そして地域の雇用を守るということにつながる策定に仕上げていただきたいということを要望いたします。

次に、再質問であります。学校が絡みますので、議長におかれましては、特段のご配慮をよろしく願いいたします。

といいますのは、災害時の避難所に想定されている学校と保育所等が、今耐震化がどんどん進んでいると報告も受けていますし、伺ってもおります。ただ、その中に天井材や照明器具、外壁、外装など落下防止対策、また家具や備品の転倒防止対策についての取り組み状況をお知らせください。

○議長（山本留義） 鎌田議員、答弁させますけれども、幾ら関連質問であろうとも、教育委員会は独立した委員会になりますので、今後質問の仕方を変えていただきますようお願いいたします。

教育長。

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の再質問、避難所となる学校の非構造部材の落下防止対策に関するご質問につきましては、教育部長からお答えいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 鎌田議員の地域防災対策についてのご質問で教育委員会が所管いたします学校施設に係る部分についてお答えをいたします。

学校施設の非構造部材耐震化について、むつ市議会第214回定例会において、500平方メートル以上の体育館等のつり天井材、照明器具、外装材の落下防止及び家具の転倒防止について、またむつ市議会第215回定例会では、窓ガラスの飛散防止

対策について、霊池光弘議員のご質問にお答えをしたところでございますが、学校施設の非構造部材において、文部科学省が耐震化を推進しているものに、1面が500平方メートル以上の体育館等のつり天井材、照明器具、外装材の落下防止及び家具の転倒防止がございませぬ。体育館の天井材については、天井1面当たりの面積が500平方メートルを超える天井面はないため、耐震化の対象外となっております。今後建築基準法の改正等によりまして、面積要件に該当することになった場合には専門家に調査を依頼し、改修に努めてまいり所存でございます。

照明器具につきましては、対策済みの器具を全校で使用しており、外壁及び外装材の劣化状況は、職員により点検を随時行っております。

また、窓ガラスやスピーカー、ピアノ、空調室外機の落下や転倒が想定されるため、これらにつきましても職員による点検を随時行っております。

今後の対策といたしましては、安全かつ効率的な方法を見きわめつつ、改修に努める所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） もう一点、地域防災計画における障害者用防災トイレ、またオストメイト対応の防災トイレの配置状況についてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 障害者用の防災トイレ、オストメイト対応防災トイレの配置状況についてでございますけれども、避難所用としての障害者用、オストメイト用の仮設トイレにつきましては、現時点では整備はされておられませんけれども、建物に付随したものにつきましては、市役所の本庁舎に障害者用が4カ所あり、そのうち2カ所がオストメイト対応となっております。

また、障害者用トイレは川内庁舎に1カ所、大畑庁舎に2カ所、脇野沢庁舎に1カ所、脇野沢地域交流センターに1カ所ありますが、これらにつきましてはオストメイト対応とはなっておりませぬ。

避難所においては、障害者の方が通常のトイレを使用することは非常に困難でありまして、オストメイトの多くの方は突然トイレが必要となったり、処理にも時間を要することなどから、障害者用の仮設トイレ及びオストメイト対応仮設トイレは必要であると認識しているところでございます。市といたしましては、拠点となる避難所への食料、飲料水、毛布等の備蓄を完了した後、障害者用の仮設トイレ及びオストメイト対応仮設トイレについても財政状況等を勘案しながら整備について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 先ほどの保育所等に絡んでの転倒防止対策についてのお答えを追加させていただきます。

保健福祉部からは、保育所と児童館についてお答えいたします。現在本市には新町、横迎町、緑町、大畑中央の4つの公立保育所が設置されておりますが、平成13年度に建設されました大畑中央保育所につきましては、昭和56年以降の新耐震基準で建てられた建物であります。その他の3つの保育所は、耐震診断をしなければならない義務の対象となっておりますが、いずれも築後四十数年を経過しております。なお、旧むつ市内の新町、横迎町、緑町の3保育所につきましては、平成22年度策定の新むつ市保育再編計画後期計画におきまして、民間保育園の施設整備等の支援に積極的に取り組むこととしており、定員規模を縮小し、順次廃止の方向としております。

児童館につきましては、中島、正津川、湯坂下

の3つの児童館が設置されており、平成6年度に建設されました中島児童館は新耐震基準で建てられた建物で、その他の2つの児童館は耐震診断を行っておりません。このような中で保育所及び児童館は避難場所としても指定されておりますが、幼い子供たちが一日の大半を過ごす場でありますので、天井材や外壁等の落下を含め安全な環境を維持するために、4つの保育所と休館中の湯坂下児童館を除く2つの児童館、計6施設を3年に1度建築基準法による定期検査を実施し、その調査報告書をもとに必要に応じて予算計上し、順次改修を行っております。

また、家具や備品の転倒防止策につきましては、保育所、児童館とともに棚は備えつけのため転倒の心配はありません。テレビについても、全ての施設で転倒防止の補強を行っておりますが、ロッカーについては建物の構造上必ずしも固定や転倒防止を講じることができない施設もありますが、避難所の開設に当たっては、転倒の危険性のあるものは1カ所に集めるなどして避難者の安全に努めることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 次に、子育て支援について再質問させていただきます。

社会保障と税の一体改革で消費税の増収分などを使って子育て支援の充実に1兆円を投じることが決まっています。消費税という恒久的な財源を使って社会全体で子育てを応援する枠組みができた意義は大変大きいと思います。新制度では、市町村が実施主体となっております。責任も権限も市町村が重くなりました。国からの財政的バックアップをよりどころとしながら、住民ニーズを的確に酌み上げて、本市ならではの事業計画をと私は大変期待をしています。先進地の横浜市では、保育のコンシェルジュ配置事業で今年度待機児童ゼ

ロとか、また松戸市では子育てコーディネーター認定事業とか、名古屋市では保育案内人とか、それぞれ自治体独自でさまざまな取り組みを行っています。特に先ほどの子ども・子育て会議のメンバーにつきましては、実際に子育てをしておられる当事者をぜひとも入れていただき、また障害者の視点もおろそかにすることのないようなメンバー構成、会議の組織体制にしていきたいと思っております。

市長にお伺いいたします。この子ども・子育て関連3法への期待を含めて市長の子育て支援策に対する思いと決意をぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 子育てに対しての思いというふうなことでございますけれども、若干時間をいただいて、自らを振り返りながらお話をさせていただきたいと、こう思います。

私自身、子育てについては、合格、失格というふうなジャンルに分けますと失格のほうではないのかなと。ほとんど手をかけておりませんでした。非常にこの部分は、今もって反省をしておるところであります。

そういう意味で、やはり男性のほうも父親としてさまざまな家事の部分もありますでしょうし、子育てに参加しなければいけないというふうな、するというふうな風潮、そして社会がそういうふうになってきた。お母さんの手だけではなくて、お父さんもやっぱり手を加えて、子供たちをハグし、そして頭をなでてやると、そういうふうな場面が本当にこれから必要なのではないかなというふうな認識を今いたしておるところでありますので、自らを振り返ってみれば、合格とは当然言えないかと、こういうふうに思います。

私自身、この政策については「こどもは地域のたからもの」というふうな大きな基本理念でネクスト50に向かって子供たちの環境をつくっていか

なければいけないだろうと。この部分は、やはり一生懸命取り組まなければいけないことであると。そして、出産する環境、生まれてから育てる環境、そして病にひょっとしてなる、そういうふうなときのさまざまな制度、そういうふうなもの、きょう午前中、女性の立場ということのお話がありましたけれども、その立場ではなかなか私は理解できませんけれども、そういうふうなことで、行政として生まれ、そして育てる、そして最終的には地元勤めてもらう雇用、こういうふうなところまでの一貫した形、それがやはりスタートが「こどもは地域のたからもの」というスタートだと、私はそのように認識をいたしております。そういう意味で、その環境をしっかりとつくっていくと、一歩ずつでも進めていくというその作業は、議員各位、鎌田議員からのまたご意見、ご提言等を受けとめながら、子育てしている方々に寄り添うような形の政策、これを展開する必要があるのではないかと思います。ですから、先ほど前段に言いましたように、私自身余りよくわからなかったものですので、そういうふうなところで反省をしつつ、今は孫を見る形になっております。その孫を見る立場で孫の父親、母親がどういうふうなことで苦労しているのか、悩んでいるのか、そういうふうな形、そんな視線も必要なのではないかと。つまり子育てをしている方々に寄り添った政策、これを推進する必要があるだろうと、このように思います。

そういう意味で、子ども・子育て会議、この部分においては、そのニーズを十分調査するため、子供たちの保護者、そしてまた事業主を代表する方、労働者を代表する方、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者、そして行政とバランスよく幅広い関係者で構成し、そしてまたお話がございましたように、障害児等への配慮も当然視野に入れながら、地域の実情に即した

多様なニーズにお応えできるような事業計画を策定して進めることにしたいと、このような思いでございます。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 市長におかれましては、全く同感というか、私も寄り添うという意味で、風疹の予防接種でございましたが、実はおいがちょうどあの新聞発表になったときに赤ちゃんができたということで、風疹で大騒ぎしていたときに、あの朗報が入りまして、私事ながら、ビッグニュースといいますか、若い人たちにとって、また大きなプレゼントだったのではないかと、そのように思いました。これからも事業の展開の中でいろいろな、その時々合った施策をよろしく申し上げます。

オストメイトのストーマについてでございますが、先ほど13品目全部現時点では支給と伺いました。実は、支援費制度が平成15年4月から施行となり、平成18年の4月に障害者自立支援法に移行されて、ストーマ装具給付事業が市町村の裁量とこの時点でなりました。県内、また下北でもほとんどの市町村では給付となっておりますが、むつ市におきましては、4月まで給付されていなかったことがありまして、障害者のオストメイトの方たちは心身ともに大変ご苦労されたということを伺っています。

この障害者施策につきましては、障害の種類や程度にかかわらず、先ほど人数のほうをお知らせいただいたわけですが、それぞれ異なった方々がいらっしゃいます。その人たちの個々のニーズに応えること、それぞれの生活を支える介助、介護を提供すること、そしてその整備が重要と考えます。障害者が暮らしやすいまち、私たち誰にとっても暮らしやすいまちではないでしょうか。また、障害のある人、ない人も、ともに平等

に地域で安心して暮らせるまちづくり、そういう支援体制づくり、整備づくりということで要望をいたします。

認知症予防に関してであります。先ほど認知症に関しても、介護の数字のうえからお答えをいただきました。厚生労働省の調査としまして、6月2日に65歳以上の高齢者のうち、2012年時点で認知症の高齢者は462万人、そして予備群は400万人と報道がありました。介護保険のデータに基づいて厚生労働省が昨年同じような数字を発表しております。2012年度の認知症の高齢者数は、この介護保険のデータでありましたときは305万人でした。今回の調査は、それを大きく上回っています。このように、介護保険という介護サービスを使っていない高齢者の認知症の実態が明らかになったと思います。現状を捉え直したうえで、将来を見据えた本市独自の支援のあり方ということを考えていかなければならないと思っております。

認知症の予防につきましては、医療保険、また介護保険の抑制に直結してまいります。また、元気なお年寄りが地域で活躍していただけることは私たちの大きな励みであります。政策として取り組んでいただけるようよろしくお願いをいたします。

再質問であります。埼玉県坂戸市、また鶴ヶ島市では、平成18年より基礎検査時に難聴検査を実施し、特定健診に移行してからもこれを続行、市独自で続けられてまいりました。聞こえは、コミュニケーションの基本であります。難聴が認知症の原因の一つであることに注目してずっと取り組んでこられたということです。

2010年に簡易聴力チェッカーというものが考案、また開発されています。このチェッカーは、単に音が鳴るだけではなくて、言葉を発し、また認知症のチェックを考慮した質問を発するチェッカーです。高齢者が尊厳ある現在の生活を維持し

ていくために、高齢者が多く集まるような機会や場所、デイサービスなど、そういうところでこの簡易チェッカーを使った簡単な聴力チェックを実施することにより、気軽に自分の身体、今の現状をお互いに把握することができるのかなど。病気として捉えるのではなくて、その気づきの部分でそういうことができないのかなと思ひまして、再度質問します。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 簡易聴力チェッカーの取り組みについてお答えいたします。

確かに簡易聴力チェッカーを使うと、聞こえの程度が簡単にわかると伺っておりますが、現在市内のデイサービスセンターにおいては使用している施設がございません。繰り返しになりますが、まずは家庭や地域での気づきが第一であると考えますので、ふだんの会話の様子とか、テレビの音量など日常の中でも気軽にチェックできることを各種保健事業や介護予防事業、デイサービス事業等の介護保険サービスの中で周知し、必要に応じて耳鼻科の受診へつなげるなど、地域の方々にも認知症についての理解を一層深めていただくよう取り組んでまいりたいと考えるものでございます。

なお、簡易聴力チェッカーの導入につきましては、小型軽量の割にちょっと値が張るということもございます。老人性難聴と認知症の因果関係も見きわめながら、介護予防全体の中で総合的に研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（山本留義） これで鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月15日及び16日は休日のため休会とし、6月17日は菊池光弘議員、中村正志議員、工藤孝夫議員、東健而議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時13分 散会